

いいだ障がい福祉プラン2024

飯田市障害者計画

第7期飯田市障害福祉計画

第3期飯田市障害児福祉計画

(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

～認め合い 支え合う 自分らしくいきいきと
ともに暮らす 結いのまちづくり～



(令和5年7月4日 飯田西中学校 福祉出前講座)

飯 田 市

健康福祉部 福祉課

令和6(2024)年3月

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 計画の推進体制	6
6 計画の点検及び評価	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	8
1 人口の状況	8
2 障がいのある人の状況	8
3 障がい者施策の状況	14
第2編 いいだ障がい福祉プラン	19
第1章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本的な視点	20
第2章 計画の体系	24
1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう	25
1－1 障がいに対する正しい理解の推進	25
1－2 権利擁護の推進・成年後見制度、 障がい者差別解消、障がい者虐待防止	26
2 相談しよう！利用しよう！自分の生き方を自分で決められるまち	31
2－1 相談支援体制の整備	31
2－2 障がい福祉サービスの充実	34
2－3 多様なニーズに応じた支援	35
3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！	41
3－1 居場所づくり	41
3－2 就労支援の総合的な推進	43
3－3 雇用の場の拡大	45
3－4 社会参加の促進	46
3－5 文化芸術活動・スポーツの機会の推進	48
3－6 趣味・余暇活動の充実	49

4	ここで、一緒に成長しよう！	51
4-1	発達支援の充実	51
4-2	教育・放課後等の地域支援の推進	52
4-3	家族支援	54
4-4	ライフステージに沿った支援体制づくり	55
5	みんなが安心して暮らせるまち	59
5-1	やさしいまちづくりの推進	59
5-2	情報アクセシビリティ・デジタル化の推進	60
5-3	公費負担医療制度等の充実	61
5-4	緊急時・災害時に命を守る行動をするために（災害時の支援体制）	61
第3章	飯田市障害福祉計画・飯田市障害児福祉計画	64
	第7期飯田市障害福祉計画（成果目標と活動指標）	65
1	成果目標	65
2	障害福祉サービス等の利用量の見込とその考え方（活動指標）	70
3	地域生活支援事業	76
	第3期飯田市障害児福祉計画（成果目標と活動指標）	79
1	成果目標	79
2	障がい児を対象としたサービス等の利用量の見込とその考え方（活動指標）	80
別冊	資料編	
	飯田市社会福祉審議会 本部会委員名簿	1
	飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会委員名簿	2
	飯田市社会福祉審議会・障害者福祉分科会の開催状況	3
	飯田市障がいのある方の実態調査 報告書	5
	飯田市障がいのある方の実態調査 分析結果	70
	飯田市障がい福祉に関する市民アンケート 報告書	88

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

飯田市は、昭和56年（1981年）の「完全参加と平等¹」をテーマとした「国際障害者年」を契機に、国より「障害者福祉推進都市」の指定を受け、昭和58年（1983年）に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「飯田市第1次障害者施策に関する長期行動計画」（10年計画・以下「長期行動計画」という。）を策定して以降、4次長期行動計画（計画期間：平成25年度～令和5年度（2013年度～2023年度））に至るまで、関係団体や市民の方々のご理解とご協力をいただきながら、障がい福祉施策を進めてきました。また、障害者総合支援法（正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を3年ごとに策定しており、令和2年度（2020年度）に策定した「第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画」が令和5年度（2023年度）で計画期間の終了を迎えます。

国においては、平成15年（2003年）4月にノーマライゼーション²の理念に基づく「支援費制度」が導入され、従来の「措置制度」から大きく転換しました。また、平成18年（2006年）には、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人一人ひとりの意思を尊重し自立を支援することをめざして、入所施設生活から地域社会生活への移行推進、退院可能な精神障がい者の退院促進、就労支援の抜本的強化等が図られ、障がい福祉サービスの内容や事業体系が大きく変更されました。その後、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年（2011年）に障害者基本法が改正され、条約が採用する、いわゆる「社会モデル³」の考え方や「合理的配慮⁴」の概念が新たに取り入れられました。これらの改正を経て、平成25年（2013年）4月、より一層の障がいのある人の自立と社会参加、共生のまちづくりを進めていくことを目的とした「障害者総合支援法」が施行されました。またこの間、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者雇用促進法改正法等の成立により国内法の整備が進められました。

「いいだ障がい福祉プラン2024」は、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の3つの計画を一体化して策定するものです。計画策定にあたっては、「飯田

¹ 「完全参加と平等」：1981年国際障害者年に指定されたテーマで、主な内容に“障害者の身体的及び精神的な社会適合の援助”や“就労の機会保障”などが議決された。

² ノーマライゼーション：「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが正常である」という考え方。また、そのような社会づくりを推進すること。

³ 社会モデル：「障がいのある人が受ける制限は機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」という考え方。

⁴ 合理的配慮：障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたが、改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化される。

市障がいのある方の実態調査」などのアンケートの結果や障がいのある人や関係団体との懇談での意見を踏まえ、飯田市社会福祉審議会障害者福祉分科会及び児童福祉分科会での協議を重ね、この地域の課題解決に向けた施策を掲げています。

「いいだ未来デザイン 2028」のビジョンの実現に向けて、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会と関わり地域に貢献しながら暮らす地域共生社会の実現を目指し、障がいのある人の施策の総合的な計画として「いいだ障がい福祉プラン 2024」を策定します。

この計画における「障害」表記は、長野県のガイドラインを参考に、「障がい」と「障害」を使用しています。

また、この計画では、「障がいのある大人（障がい者）」と「障がいのあるこども（障がい児）」の両方を対象として表現する場合には、「障がいのある人」という表現を使用します。

長野県「障害」表記のガイドライン

平成 26 年 2 月 7 日

1 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見があるが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更するべきとの意見がある。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がない。

このため、県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとする。

2 表記の取扱い

(1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

(2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公告）において表記する場合等

3 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等（一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等）のうち、変更可能なものとする。なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

4 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から（なお、これ以前であっても、可能なものから表記の変更に努めることとする。）

2 計画の位置づけ

「いいだ障がい福祉プラン2024」は、飯田市障害者計画、第7期飯田市障害福祉計画、第3期飯田市障害児福祉計画を一体化して策定するものです。飯田市の障がいのある人を取り巻く現状や環境の変化、前計画の取組結果や課題を踏まえつつ、基本理念の実現をめざし、計画期間中に重点的に取り組む施策、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の成果目標とサービスの種類ごとの必要な見込み量等を定めます。

また、障がいのある人の施策の総合的な計画として、国や県の計画に即したものとするとともに、「いいだ未来デザイン2028」をはじめ関係する各種計画と整合性を図りつつ、効果的な推進を図ります。

- ・ 飯田市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

- ・ 第7期飯田市障害福祉計画

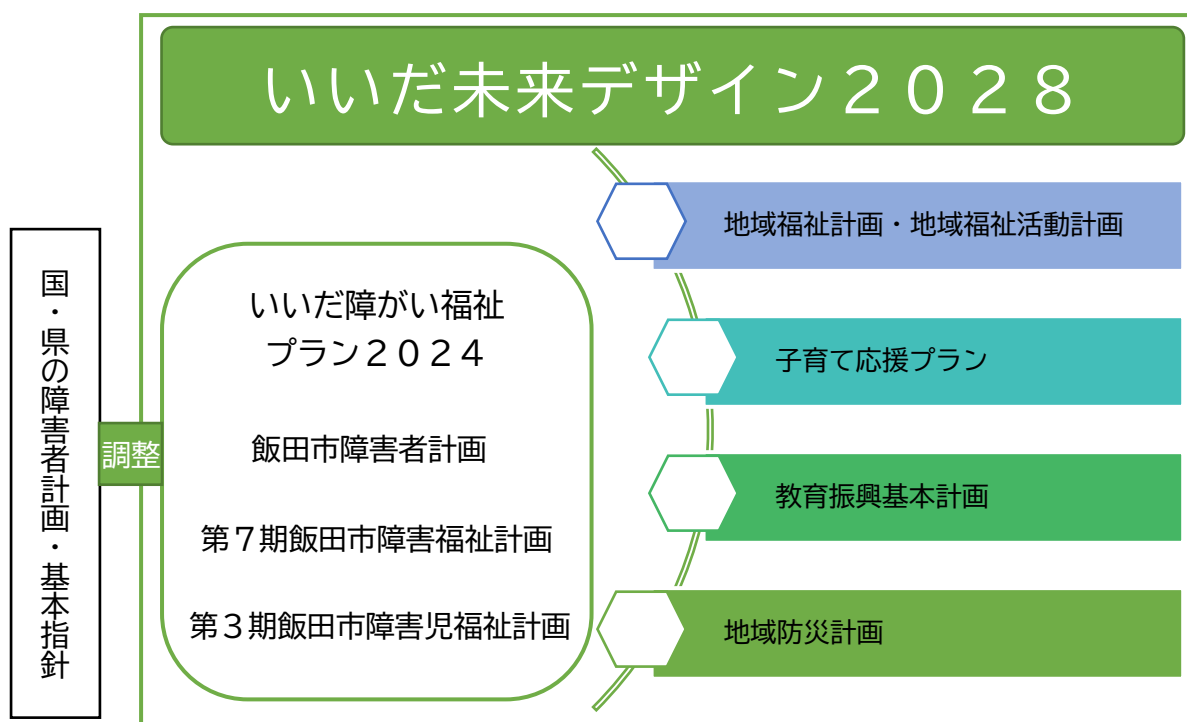
障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、同法87条に規定する「国が定める基本指針」及び同法89条に規定する「都道府県障害福祉計画」を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

- ・ 第3期飯田市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、同法33条の19に規定する「国が定める基本指針」及び同法33条の22に規定する「都道府県障害児福祉計画」を踏まえ、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

※この計画で、障害福祉計画と障害児福祉計画を併せて表す場合には、障害（児）福祉計画と記載します

<関係性のある主な計画>



3 計画の対象

この計画の対象としている障がいのある人とは、「障害者基本法第2条」及び「児童福祉法第4条第2項」に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人、並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病（難病等）であって政令で定めるものによる障がいの程度が主務大臣が定める程度である人を基本とします。

障がい福祉の課題は、障がいのある人やその家族、支援する人のみでなく、障がいのある人を取り巻く社会の全ての人々が我が事として認識することが重要です。この計画は、「障がいのある人のための計画」であると同時に、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものをなくすために、より多くの市民のみなさんにも理解して行動していただくことを目指しています。

4 計画の期間

飯田市障害者計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画」は、1期3か年を計画期間とし、令和8年度に国の基本指針にあわせて見直しを行います。

計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	6年間					
障害（児）福祉計画	3年間			3年間		

5 計画の推進体制

1 計画の周知と理解促進

計画の推進にあたっては、障がい福祉に関わる関係者をはじめ、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市のウェブサイトをはじめ様々な媒体を活用して、広く市民にお知らせします。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児支援、その他の制度について、サービスを必要とする人に情報が届くようにわかりやすい情報提供に努めます。

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現のために、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めていく必要があります。社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、障がいについての広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、障がいのある人も参加する地域での交流事業や地域住民による福祉活動を促進していきます。

2 障がいのある人のニーズ把握と取組への反映

各種の施策やサービスを効果的に実施していくために、施策の内容や提供方法などについて、アンケート調査の実施や障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換の場を設け、ニーズの把握に努めます。

3 庁内における推進体制

計画に関わる施策は健康福祉部のみでなく、教育委員会や危機管理部など庁内の様々な部局が取り組みを推進していく役割を担っています。施策を確実に実施していくために関連各課や関係機関と連携をさらに強化していきます。

また、全ての職員が日々の職務を遂行するにあたり、障がいのある人に合理的配慮を行うことができるよう、職員の障がい福祉に関する意識を高めていきます。

4 地域ネットワークとの連携

地域における福祉の推進には、行政だけでなく広く市民の参画が不可欠であり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携し、重層的支援体制整備事業の施策とも整合性を図りつつ、各地域の団体や関係機関とともに取り組んでいきます。

さらに、飯田下伊那地域として取り組むべき課題も多く、様々な立場からの参画を得て開催される南信州広域連合地域自立支援協議会を協議の場として、飯田下伊那地域における支援体制の確立や、社会資源の開発・改善に向け、協働して取り組んでいきます。

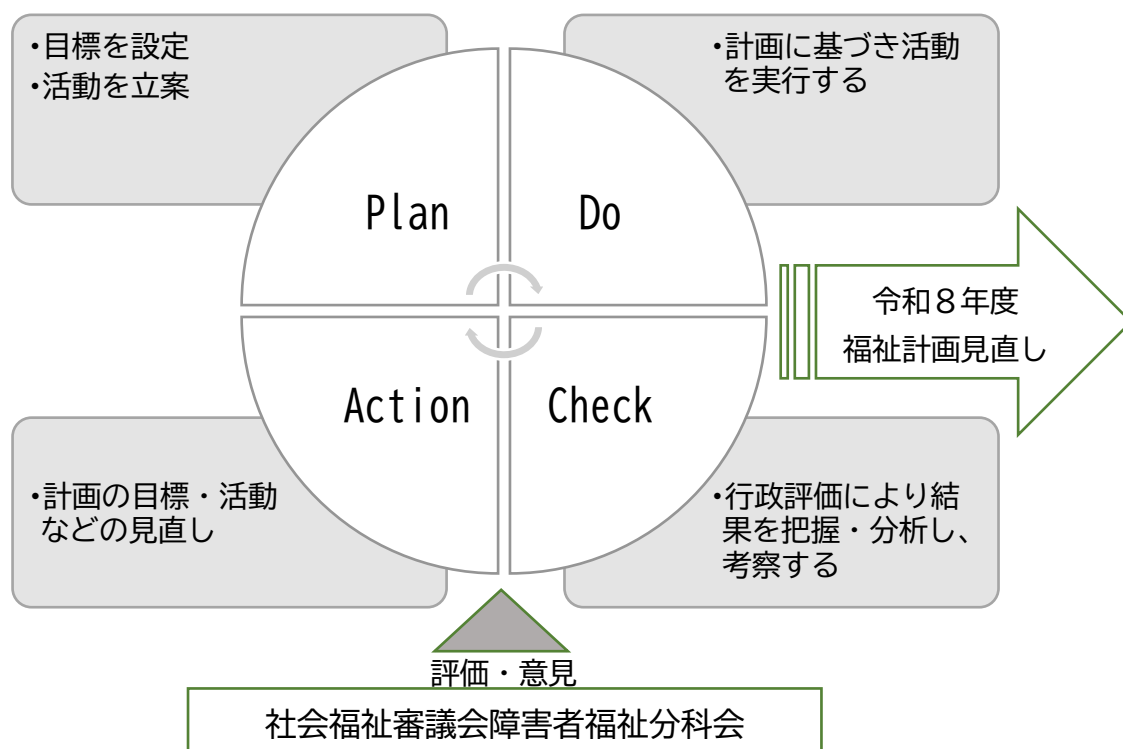
6 計画の点検及び評価

計画の達成状況等進行管理をするために、飯田市が毎年行っている行政評価において、PDCAサイクルに則した点検、評価を行い、実施状況を取りまとめて公表していきます。

また、社会福祉審議会障害者福祉分科会において、事業の実施状況に対する評価や意見を求め、目的に照らして事業が効果的であるか検証し、障がいのある人を取り巻く環境の変化に応じて柔軟に対応していくように努めます。

なお、事業を進めるうえで、飯田市の財政状況や国・県補助金の制度変更（一般財源化等）の状況により、地域生活支援事業などの事業の在り方を研究していきます。

「第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画」は、1期3か年を計画期間とし、その達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に、障がい福祉施策・事業についての分析、評価を行い、令和8年度に国の基本指針にあわせて、次回の計画に繋げていきます。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の状況

人口の推移と推計

飯田市の総人口は、算定基礎となる 2005（平成 17）年の国勢調査では 108,624 人、2015（平成 27）年の国勢調査では 101,581 人となっています。UI ターン者の数は増加傾向にあるものの、2020（令和 2）年における飯田市人口は 97,039 人⁵であり、減少傾向となっています。社人研推計では 2028（令和 10）年の人口は 91,000 人と予測されていますが、人口ビジョンでは 2028（令和 10）年の人口を 96,000 人とすることを目標としています。

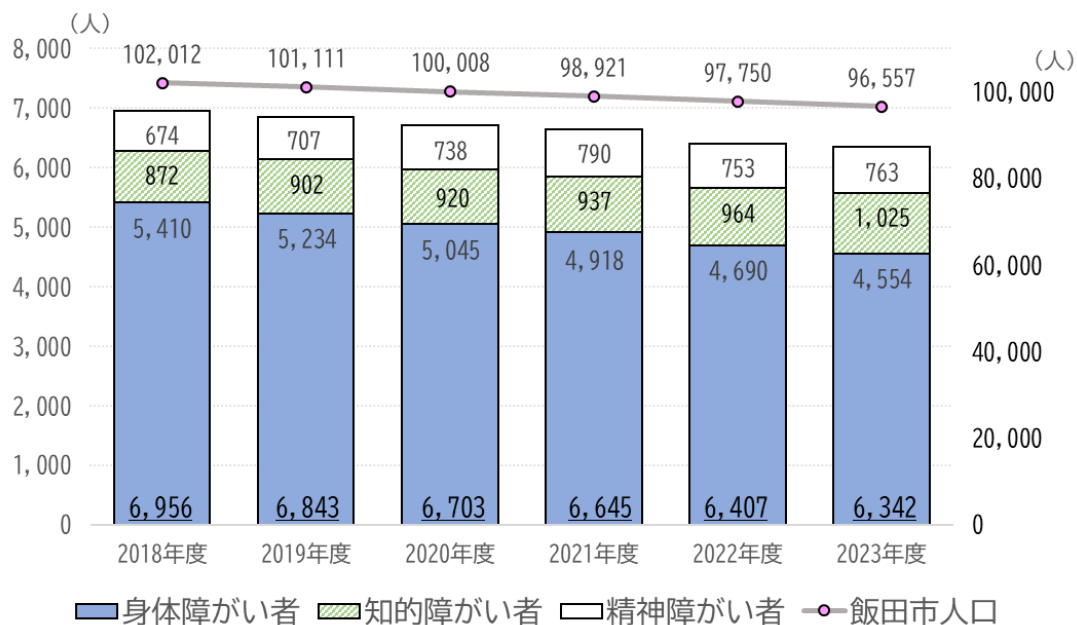
2 障がいのある人の状況

（1）障がいのある人の推移

（単位：人）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
身体障害者手帳	5,410	5,234	5,045	4,918	4,690	4,554
（構成比）	77.6%	76.5%	75.3%	74.0%	73.2%	71.8%
療育手帳	872	902	920	937	964	1,025
（構成比）	12.5%	13.2%	13.7%	14.1%	15.0%	16.2%
精神障害者保健福祉手帳	674	707	738	790	753	763
（構成比）	9.7%	10.3%	11.0%	11.9%	11.8%	12.0%
合 計 （人）	6,956	6,843	6,703	6,645	6,407	6,342
飯田市人口	102,012	101,111	100,008	98,921	97,750	96,557

⁵ 2015（平成 27）年の国勢調査の数値をもとに住民基本台帳の増減による推計で算定。



飯田市の人口⁶は緩やかに減少し、それに伴い手帳を所持している人も減少傾向です。手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳はやや増加傾向です。

⁶ 飯田市の住民基本台帳に登録されている3月末（前年度末）の人口。

(2) 身体障がいのある人の状況

(単位：人)

障害種別	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
視覚障害	230	235	228	212	207
聴覚障害	733	705	654	608	550
ろうあ	5	5	5	4	22
平衡機能障害	3	2	2	2	2
音声・言語・そしゃく障害	36	38	37	35	34
肢体不自由	3,118	2,980	2,831	2,735	2,546
内部障害	1,285	1,269	1,288	1,322	1,329
合計	5,410	5,234	5,045	4,918	4,690

(単位：人)

障害等級	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
1 級	1,123	1,111	1,122	1,133	1,085
内 19 歳未満	32	32	28	27	23
2 級	673	665	649	633	602
内 19 歳未満	15	14	15	14	15
3 級	1,201	1,139	1,092	1,045	1,003
内 19 歳未満	23	20	22	16	15
4 級	1,359	1,297	1,232	1,206	1,131
内 19 歳未満	7	7	7	7	7
5 級	418	400	384	372	358
内 19 歳未満	3	3	2	2	3
6 級	636	622	566	529	511
内 19 歳未満	6	5	6	6	6
合計	5,410	5,234	5,045	4,918	4,690
内 19 歳未満	86	81	80	72	69

身体障害者手帳を所持している人については、全体では減少傾向ですが、障害種別で見ると、内部障害は増加傾向です。

また、等級は4級が最も多く、次いで1級となっています。

（３）知的障がいのある人の状況

（単位：人）

障害程度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
A 1	272	274	272	266	276
内 18 歳未満	56	54	51	48	48
A 2	12	15	15	17	18
内 18 歳未満	0	1	1	2	0
B 1	225	221	233	237	229
内 18 歳未満	32	30	38	38	39
B 2	363	392	400	417	441
内 18 歳未満	112	124	118	116	116
合計	872	902	920	937	964
内 18 歳未満	200	209	208	204	203

療育手帳を所持している人は、全体的には増加傾向です。A 1 ～ B 1 については、ほぼ横ばいか微増傾向ですが、B 2 は増加傾向です。

（４）精神障がいのある人の状況

（単位：人）

障害等級	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
1 級	421	421	433	441	408
2 級	197	222	235	272	272
3 級	56	64	70	77	73
合計	674	707	738	790	753

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、全体的には増加傾向です。等級は 1 級が最も多く、3 級が最も少なくなっています。

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分	区分別計（単位：人）	比率（単位：％）
区分1	3	0.6
区分2	85	17.2
区分3	104	21.1
区分4	100	20.3
区分5	86	17.4
区分6	115	23.3
合計	493	100.0

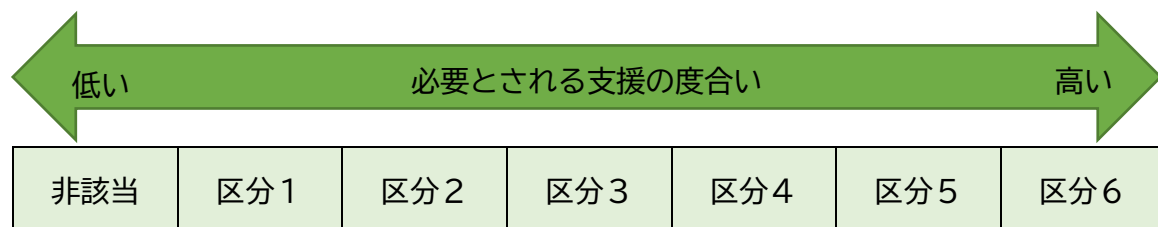
令和5年3月31日現在の障害支援区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人のうち、区分ありが493人、区分なしが549人となっています。

障害支援区分の内訳をみると、区分6が多く、区分1が少ない状況となっています。

障害支援区分

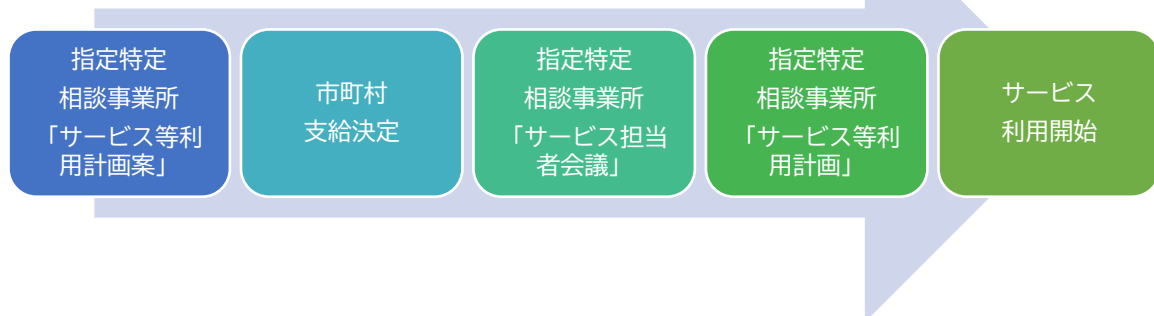
障害福祉サービスを利用するためには、市町村の窓口申請します。介護給付のサービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受けます。

「障害支援区分」とは障がいの多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。



「障害支援区分」は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

サービス利用の流れ

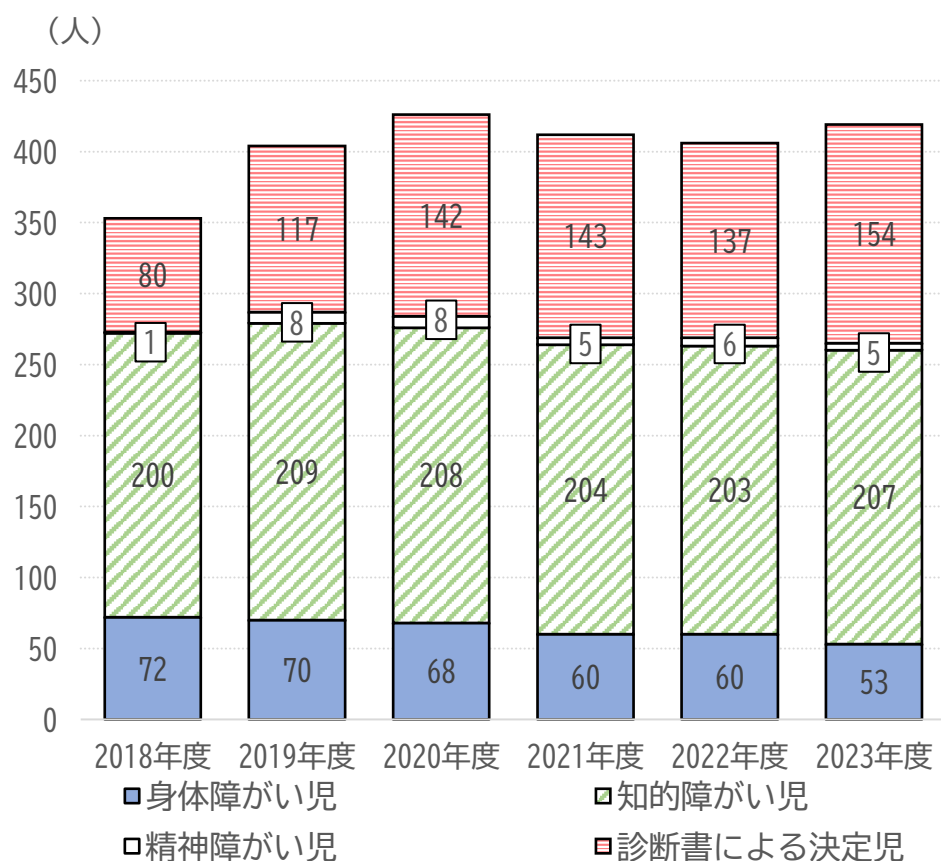


（６）障がいのあるこどもの状況

（単位：人）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
身体障害者手帳	72	70	68	60	60	53
療育手帳	200	209	208	204	203	207
精神障害者保健福祉手帳	1	8	8	5	6	5
診断書によるサービス支給決定	80	117	142	143	137	154
合計（人）	353	404	426	412	406	419
飯田市人口	102,012	101,111	100,008	98,921	97,750	96,557

障がい者手帳所持者等の推移（18 歳未満）



障がいのあるこどもは、手帳種別でみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育・精神障害者保健福祉手帳はほぼ横ばい、診断書によるサービス支給決定は増加傾向です。

3 障がい者施策の状況

(1) 飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画(平成25年度～令和5年度)の法の制定や改正等の主な動き

平成24年6月(平成25年施行、一部平成26年4月施行) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	・障害者自立支援法から法律名を変更 ・障がい者の範囲に難病等を追加
平成24年6月(平成25年4月施行) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	・地方公共団体等に、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定 等
平成25年6月(平成28年4月施行) 障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)	・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を規定 等
平成25年6月(平成28年4月施行、一部平成30年4月施行) 障害者の雇用の促進等に関する法律 の改正	・雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を規定 等
平成25年6月(平成26年4月施行、一部平成28年4月施行) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律 の改正	・保護者制度の廃止 ・医療保護入院の見直し 等
平成26年1月 障害者権利条約 の批准	・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 等
平成26年5月(平成27年1月施行) 難病の患者に対する医療費等に関する法律	・難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 ・難病の医療に関する調査及び研究の推進等
平成28年4月(平成28年5月施行) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)	・成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

平成 28 年 5 月（平成 28 年 8 月施行） 発達障害者支援法の一部を改正する法律	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 等
平成 28 年 5 月（平成 30 年 4 月施行、一部平成 28 年 6 月施行） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 の改正	・「生活」と「就労」に対する支援の充実 ・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し ・障がい児支援の拡充 ・市町村は「障害児福祉計画」を策定 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
令和 2 年 6 月（令和 3 年 4 月施行） 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	・地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築等
令和 3 年 6 月（令和 3 年 9 月施行） 医療的ケア児 ⁷ 及びその家族に対する支援に関する法律	・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等
令和 4 年 3 月（令和 4 年 4 月施行、一部は同年 10 月施行） 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）	・障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別の禁止 ・民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化 ・紛争解決のしくみを整備
令和 4 年 5 月（同日施行） 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	・障がいの種類・程度に応じた手段を選択できる ・住む地域や障がいの有無に関わらず等しく情報取得等ができる ・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用（デジタル社会） 等

⁷ 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもたち。

(2) 飯田市の障がい者福祉に関する計画等の策定状況

西暦	和暦	国	県	市	市・県	国	西暦	和暦
		法律	計画	計画	計画	基本指針	法律	
1970	(S45)	障害者基本法 S45施行						1970 (S45)
2003	(H15)							2003 (H15)
2004	(H16)							2004 (H16)
2005	(H17)							2005 (H17)
2006	(H18)							2006 (H18)
2007	(H19)							2007 (H19)
2008	(H20)							2008 (H20)
2009	(H21)							2009 (H21)
2010	(H22)							2010 (H22)
2011	(H23)							2011 (H23)
2012	(H24)							2012 (H24)
2013	(H25)							2013 (H25)
2014	(H26)							2014 (H26)
2015	(H27)							2015 (H27)
2016	(H28)							2016 (H28)
2017	(H29)							2017 (H29)
2018	(H30)							2018 (H30)
2019	(R 1)							2019 (R 1)
2020	(R 2)							2020 (R 2)
2021	(R 3)							2021 (R 3)
2022	(R 4)							2022 (R 4)
2023	(R 5)							2023 (R 5)
2024	(R 6)							2024 (R 6)
2025	(R 7)							2025 (R 7)
2026	(R 8)							2026 (R 8)
2027	(R 9)							2027 (R 9)
2028	(R10)							2028 (R10)
2029	(R11)							2029 (R11)

(3) 飯田市における障がい者福祉の現状と課題

現障害者計画の振り返り、現障害（児）福祉計画の実績、実態調査の結果、手帳所持者数等の推移、当事者や家族との懇談等での意見からみえてくる現状と課題は次のとおりです。

○相談支援にあたる人材の確保と質の向上

- ・計画相談支援が整備され、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成率は100%（令和5年10月現在）となっています。
- ・相談支援専門員の8割が同一法人内のサービス提供事業所との兼務者であり、地域で相談支援を担う人員が実質的に充足しているとは言い難い状況です。
- ・実態調査の結果では、「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」が18歳以上で53.7%、18歳未満で51.9%であり、相談窓口のわかりやすさを求める意見が多くあります。また、「相談員の資質（知識・相談技術等）を向上させてほしい」が18歳以上で21.2%、18歳未満で33.3%となっています。

○サービス提供体制の整備、居住場所の確保

- ・介護保険への移行により居宅介護の利用は減少しています。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、近年、移動支援の利用は減少しています。
- ・重度の障がいがある人や医療的ケアが必要な人が利用する訪問入浴事業の利用は増加しています。
- ・就労継続支援 B 型⁸、グループホームの利用は増加しています。
- ・医療的ケアが必要かつ重度障がいがある人が利用できる、生活介護及び短期入所並びに居住系サービス（施設入所支援・共同生活援助）を提供する事業所は少ない状況です。また、圏域内に医療型の長期入所施設はありません。

○障がいのあることにも関すること

- ・発達障がい等による放課後等デイサービスの利用が増加しています。
- ・実態調査の結果（18 歳未満）では、行政において力を入れてほしいことは、「障がいのある子を抱えながら子育てをすることへの支援」が 40.7%と最も多く、次いで「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が 35.2%、「就労の支援、あっせん」が 31.5%となっています。
- ・飯田養護学校との懇談会では、共生社会の実現に向けて（副学籍交流の取組、地域との交流、地域全体の障がいへの理解）、福祉・就労について（福祉サービスの充実、卒業後の支援体制、就労や日中活動の場）、災害時の体制整備について、多くの意見をいただいています。
- ・認定こども園や保育所に通うこどもとその家族への支援として、こども家庭課の専門スタッフによる保育施設の巡回、児童発達支援センターの地域支援を行っています。今後、インクルージョンの推進の視点から地域の支援者を含めた連携強化及び協力体制が求められています。
- ・認定こども園や保育所から学校への引継ぎシートや保護者が作成するサポートブックなどを活用し、支援方針や環境で配慮すべきことが支援者間で共有される仕組みが求められています。

○その他

- ・障がい者スポーツの普及、文化芸術作品展及びイベントの開催、ユニバーサルデザインの普及啓発、バリアフリートイレマップづくりなどに取り組んでいます。
- ・実態調査の結果（18 歳以上）では、行政において力を入れてほしいことは、「医療費の負担軽減」が 31.3%と最も多く、次いで「障がいがある方に対する理解を深めるための啓発」が 30.7%、「障がいを理由とする差別解消のための取組」が 27.3%となっています。
- ・居場所・雇用・就業への支援について、わかりやすく利用しやすい相談や情報提供の仕組みを求める意見があります。
- ・有事の際に、「大勢の人の中での避難所生活に不安」「長期の避難生活に不安」との意見が多い状況です。

⁸ 就労支援 B 型：一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援のうち、非雇用型の支援。

○実態調査の分析結果から着目する点

- ・ 地域への愛着について、どのカテゴリでも有意な関連を示しており、地域への愛着を持っていると幸福感が低くならないことと関連している可能性が示唆されています。
- ・ 障がいのある人が、地域・社会での生活において、困りごとや嫌な思いを減らすことが、地域への愛着や幸福感につながる可能性を意味しています。
- ・ 「直接、偏見的な発言をされた又は態度をとられた」と回答する人は、そうでない人と比較して、地域への愛着が低くなる傾向があります。
- ・ 社会参加と幸福感との関連では、趣味のサークル活動のみに関連性が確認されています。

第2編 いいだ障がい福祉プラン

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

認め合い 支え合う 自分らしくいきいきと

ともに暮らす 結いのまちづくり

私たちの地域に息づいている結いの力を生かしながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが地域社会の一員として「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指します。

2 基本的な視点

1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、お互いに認め合えるまちにしていくには、市民一人ひとりが、障がい及び障がいのある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠くことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが大切です。また、障がいのある人への偏見や差別をなくすとともに、障がいのある人が虐待を受けることがないように、障がいのある人の権利を擁護する取組が重要です。

市では、様々な広報の機会や媒体を通じて普及啓発を行います。住む地域や障がいの有無にかかわらず等しく情報が取得できるように、現代社会において情報入手の重要な手段であるデジタル技術の活用を進めていきます。

2 相談しよう！利用しよう！自分の生き方を自分で決められるまち

「相談」や「情報」は、一人一人を適切なサービスや地域の社会資源につなぐための「入口」となります。障がいのある人を対象に実施した実態調査では、半数以上の人々が「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」と回答しており、相談窓口のわかりやすさを求める意見が多くあります。これは、障がいの予防や早期発見、早期治療などの視点からも重要なことと言えます。誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的な方法について検討してい

きます。

自ら意思を決定することや伝えることが困難な人に意思決定の支援が行われ、障がいのある人の主体的な選択が尊重されることで、自分らしくいきいきと自立して生活することができます。支援の必要な人や家族が、身近な地域で相談支援を受けることができるように地域の体制整備や相談支援を行う人材の確保や質の向上に取り組みます。

また、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、様々な関係機関と連携し、地域資源の充実を図るよう努めます。

さらに、障がいのある人が、本人の意思決定に基づく日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、行政情報のアクセシビリティ¹の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に取り組みます。

3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには「経済的安定」が必要であり、「就労」に対する取組は重要と考えられます。働く意欲のある障がいのある人が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、わかりやすく利用しやすい情報提供や相談の仕組みづくりに関係機関と連携して取り組みます。

障がい者就労・生活支援センターやハローワーク等と連携して、地元企業に対して、合理的配慮や法定雇用率等、障がいのある人の雇用に関する情報提供を行います。障がい福祉サービスを利用する人に対して、就労移行支援や就労継続支援を提供できる体制を整備していきます。

障がいの特性上働くことが困難な人や働くことを選択しない人が、地域社会から孤立することなく、多様な形で社会とのつながりを保ち、日中の居場所が確保できるように、地域の関係機関と連携して支援します。また、地域での自立した生活や社会参加のために、移動にかかる経費の助成や地域資源の活用を支援します。

また、文化芸術・スポーツをはじめ様々な分野で、障がいのある人とない人の交流の機会を増やし、一人ひとりが楽しみながらお互いを知り、ともに地域で生活していけるよう、関係機関と連携して取り組みます。

4 ここで、一緒に成長しよう！

障がいのあるこども（発達に特性のあるこどもを含む。）が能力を発揮して、地域で仲間とともに育ち、将来の社会的自立を目指すことは重要な視点です。こども一人ひとりの特性を認め、その成長段階に応じて適切な環境をつくるにはどうしたらいいのかを地域全体で考えることが必要になります。

障がいのあるこどもを対象に実施した実態調査や家族との懇談においては、障がいのある

¹ コラムで後述。

こどものいる家族に対する子育て支援を求める意見が多くありました。障がいのあるこどもやその家族が地域社会から孤立化しないよう、こどもの将来を見据えた切れ目のない相談支援体制づくりに努めます。

乳幼児期から保育・学校教育などの各段階における地域のインクルージョン²を推進するために、地域の中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能強化に取り組みます。

学校教育では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく環境の整備に努め、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。その子が持てる力を可能な限り伸ばし、生きる力を身に付け、自立した社会参加ができることを目指した特別支援教育を推進します。

その一環として、地域で共に学び合い、互いを理解し尊重しながら育っていく中で、将来にわたって地域の仲間との温かなつながりを持ち続け、認め合って暮らせることを目指して、「副学籍による交流及び共同学習」を推進します。

障がいのある人が、学校卒業後も自らの可能性を追求し、地域の一員として地域に愛着をもち、豊かな人生を送ることができるよう、教育やスポーツ、文化等の様々な機会に生涯を通じて親しめるような環境整備に関係機関と連携して取り組みます。

5 みんなが安心して暮らせるまち

障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしていくためには、生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは基本的な条件です。

市では、移動しやすい道路、アクセシビリティに配慮した施設等のあるまちづくりを目指していきます。

また、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去（バリアフリー）を、当事者の意見を聞きながら、地域の人達とともに進めていきます。

障がいのある人は緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組が求められます。いざというときに、障がいのある人が地域の協力を得ながら安全に避難できるように個別避難計画の策定を進めていきます。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、住民支え合いマップの活用や飯田市見守りネットワークを通して地域の見守り活動を進めていきます。

² コラムで後述。

アクセシビリティ

アクセシビリティとは、「利用しやすさ」とも訳され、施設やサービスなどの利用がかんたんにできることを意味します。全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、「情報」があらゆる人にとって理解しやすく、利用しやすい状態にあることも重要です。

令和4年5月25日「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。情報を得る方法を選べること、どこにいても同じ情報が得られること、障がいのない人と同じ情報を同じ場所で得られるようにすることが、デジタル社会の中で、ICTなどの情報通信技術を利用して、もっとかんたんに、便利に、スマートにできるようにしていきます。



インクルーシブとインクルージョン

インクルーシブ(inclusive)は「包括的な」「すべてを包み込む」を意味することばです。インクルージョン(inclusion)という名詞形を使うこともあります。反対語はエクスクルーシブ(exclusive)で「排除的な、排他的な」という意味であり、そこから言えばインクルーシブとは、さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないことを意味します。また、インクルーシブ社会とは障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会のことです。

インクルーシブ教育と言うと、障がいのある人となない人がともに学ぶ仕組みのことを指します。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されることなく、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることを目指しています。



飯田養護学校との懇談会での保護者の声

『共生社会の実現に向けて』

夢のような話ですが、`街の中の誰もが、障がいのある人が身近にいることがあたりまえに思えて、普通に声をかけあうことができ、自然に手を借りることができる`という状況になるのなら、街の中が完璧なバリアフリーでなくても「安心」なのだろうと思っています。養護学校においては当然ですが、普通の学校や一般でも、避難訓練のときなどに身体が動かせない人を運ぶ、激しく動揺した人や言葉を話せない状況の人を誘導する…など、「人を手助けするのがあたりまえ」な街になっていたら嬉しいです。健常な人でも身体が不自由になることはいくらでもあることですから、今現在不自由な人のことをたくさんの人に知ってもらうことは良いことだと思っています。

第2章 計画の体系

1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

- 1-1 障がいに対する正しい理解の推進
- 1-2 権利擁護の推進・成年後見制度、障がい者差別解消、障がい者虐待防止

2 相談しよう！利用しよう！自分の生き方を自分で決められるまち

- 2-1 相談支援体制の整備
- 2-2 障がい福祉サービスの充実
- 2-3 多様なニーズに応じた支援

3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！

- 3-1 居場所づくり
- 3-2 就労支援の総合的な推進
- 3-3 雇用の場の拡大
- 3-4 社会参加の促進
- 3-5 文化芸術活動・スポーツの機会の推進
- 3-6 趣味・余暇活動の充実

4 ここで、一緒に成長しよう！

- 4-1 発達支援の充実
- 4-2 教育・放課後等の地域支援の推進
- 4-3 家族支援
- 4-4 ライフステージに沿った支援体制づくり

5 みんなが安心して暮らせるまち

- 5-1 やさしいまちづくりの推進
- 5-2 情報アクセシビリティ・デジタル化の推進
- 5-3 公費負担医療制度等の充実
- 5-4 緊急時・災害時に命を守る行動をするために（災害時の支援体制）

1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう

1-1 障がいに対する正しい理解の推進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を進めるためには、市民一人ひとりが障がいのある人に対する理解と認識を深めることにより、障がいのある人への偏見や差別を取り除いていく必要があります。また、ノーマライゼーションを推進するため、障がいに関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。

市では、障がい者施設で作製した物品を市役所庁舎で販売する施設販売や、広報等に障がいに関する正しい理解を深めるための特集記事を掲載するなどの取り組みを行っています。その他、障害者週間に民間団体と協働して障がいのある人とない人の交流を目的とするイベントを行っています。また、全国的な施策として、ヘルプマーク¹の配布を行っています。

こども時代から福祉への関心を持つことで、互いに豊かな人間性を育てあえるよう、中学生が職場体験・福祉体験を行っています。福祉施設等での職場体験や、学校のクラブ・委員会活動・授業での福祉体験を通じて、多くのこどもが福祉に関して理解を深めています。また、小・中・高等学校に、講師を派遣し講演やワークショップを行い学ぶ機会を提供する等の福祉出前講座を実施しています。

1) 啓発活動

事業の概要	広報等で障がいに関する正しい理解や知識・情報提供を行うとともに、市役所庁舎での施設販売を継続して実施します。また、障害者週間に民間団体と協働して障がいのある人とない人の交流を目的とするイベントを行います。
取組の方向性	今後も継続的に、効果的な啓発に取り組みます。市のウェブサイトへの掲載やイベント等でのチラシ配布を通じて、障がいへの理解に関する啓発を行います。
関係課	福祉課

¹ ヘルプマーク：外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせるマーク

2) 福祉教育の推進

事業の概要	日常的な交流や共同体験を通じて、社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、中学生が福祉体験学習に取り組みます。施設利用者との交流や福祉での職業体験を通して、福祉に関する知識の習得や、自分の生き方を見つめ直す重要な活動とします。
取組の方向性	福祉の仕事に対する理解を深め、社会福祉への関心を持てるよう継続して取り組みます。
関係課	学校教育課、生涯学習・スポーツ課

3) 福祉出前講座

事業の概要	より多くの学生が障がいへの理解を深めるために、学校の授業やクラブ・委員会活動で、福祉に関する専門的な学習、体験に取り組みます。専門講師による講演やワークショップを行い、学ぶ機会を提供します。手話講座・車いす体験・障がい当事者による講演等、希望に合わせて講師を派遣します。
取組の方向性	障がい福祉への理解を深め、社会福祉への関心を持てるよう継続して取り組みます。
関係課	福祉課
社会資源	飯田市社会福祉協議会（飯田市ボランティアセンター）

1-2 権利擁護の推進・成年後見制度、障がい者差別解消、障がい者虐待防止

【現状と課題】

障がいのある人に対する虐待・差別は、個人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要です。障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待防止法」が成立、施行され、市では、福祉課内に「飯田市障害者虐待防止センター」を設置し、支援体制を整えています。令和5年度の通報件数は、半年間で約10件となっており、年々増加傾向にあります。虐待通報等に迅速で的確に対応するよう日々努めています。

障がい者差別解消法第10条第1項の規定により、職員が障がいのある人に対して理解を深め障がい特性に応じた対応ができるように、職員対応要領を作成しました。また、法第14条の規定により障がい者差別解消受付窓口を設置し、障がい者差別に関する問い合わせや相談に対応しています。さらに、令和4年10月には、国に先駆けて長野県の「障がいの

ある人もない人も共に生きる県づくり条例²」において、全ての事業者への「合理的配慮」が義務付けられています。

成年後見制度³を利用することが有用であると認められる知的・精神の障がいがある人の制度利用を支援しています。成年後見制度の利用に要する費用の補助を受けなければ利用が困難であると認められる場合はその費用を補助しています。

1) 障がい者権利擁護と成年後見制度

事業の概要	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神の障がいがある人の制度利用を支援していきます。成年後見制度の利用に要する費用の補助を受けなければ利用が困難であると認められる場合はその費用を補助していきます。
取組の方向性	今後も、成年後見制度についての普及・啓発を図ります。また、いいだ成年後見支援センター等と連携し、障がいのある人の権利や資産が守られるよう努めていきます。
関係課	福祉課
社会資源	いいだ成年後見支援センター、南信州広域連合地域自立支援協議会

2) 障がい者差別解消

事業の概要	障がい者への差別解消のための職員向け研修を行います。また、障がい者差別解消受付窓口では、障がい者への差別に関する問い合わせや相談等に応じます。市役所の全ての課等で、職員対応要領により、障がいのある人に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができるように努めます。
取組の方向性	障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益な扱い等を受けることがないように、啓発活動や研修を行い、障がい者差別の解消につながるよう努めます。
関係課	福祉課

² 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（障がい者共生条例）：令和4年4月1日（一部は、令和4年10月1日）から施行。障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すために制定された。「障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別をすることを禁止」、「民間業者の『合理的配慮の提供』を義務化」「紛争解決のしくみを整備」などがポイントとなっている。

³ 成年後見制度：財産管理や身上保護などの法律行為を一人で行うことに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際に、成年後見人等がお手伝いする制度。

3) 障がい者虐待防止の取り組みの強化

事業の概要	虐待を防止し、障がいのある人の安全で安心な地域生活を確保するため、関係機関との連携を図りながら、飯田市障がい者虐待防止センターを中心とした体制を整えています。
取組の方向性	関係機関との連携を図り、飯田市障がい者虐待防止センター（福祉課内設置）の支援体制の強化に努めます。 虐待の通報があった際は、迅速に、総合的な視点からの確な判断ができるように努めていきます。
関係課	福祉課
社会資源	南信州広域連合地域自立支援協議会

手話サークル・聴覚障がい者との懇談会の声

『買い物』

コロナでマスクをしているので、口の動きが見えない。お店でマスクを外してほしいとお願いするが外してもらえず、諦めてしまう。商品の金額や説明を声だけで言われるとわからない。せめてマスクを外してくれたら、唇を読むことができる。お店によっては、聴覚障がいのある人をサポートする指差しシートがある。

障害者福祉分科会委員の声

『意思の伝達』

しゃべれなくても、何も考えていないわけではありません。しゃべれない人達が、どういうふうに体を使って意思を伝えようとしているのか。そのような行動を理解する人が周りにいなければ、伝わらないまま諦めて人生を送っていくという話になります。それは違います。

障害者福祉分科会委員の声

『共生社会』

その人が何を考えているかっていうのは、なかなか理解することが難しいところがあるのですけれども、少しでもその立場に近づいて、本気になってその人の立場に立って受け入れていけば、共生社会という流れになっていけるのではないかと思います。

障害者福祉分科会委員の声

『自分ごととして考える』

一人ひとりの人権を尊重できる社会の実現ということでは、本当に計画に書いてあるように、市民全員が自分ごととして考えていく、市民全員が当事者であるという意識がとても大事だと思います。実際にここにいるみなさんも、中途障がいになる可能性はあるわけですから、常にこれは自分ごとと捉えてもらえるとうれしいなと思いました。

障害者福祉分科会委員の声

『見えない障がいの理解』

日本中がこういうもの(障害者計画)を作っているわけですから、飯田市だけが何か先駆的なことをすごくやるっていうのは難しいことかもしれない。けれど、技術的にとかお金がないとかそういう話じゃなくて、じゃあ、飯田市がゼロ予算、あんまり予算かけないで、「見えない障がいの理解」をどういうふうに進めるかっていうこともありだと思います。

先程、知的障がいの話がありましたが、精神障がいもやはり「見えない障がい」なんですよ、発達障がいもそうですが、やっぱりそのところの差別とか偏見みたいなことをどうやって取り除いていくか。疑似体験も難しいですし、すごく難しいなと感じました。

やっぱり大事ななのは、対話を続けていくことかなというふうに思っていて、対話ってただ言葉のやりとりではなくて、全身性表現でするので、全身で発しているメッセージをお互いにやり取りし合うということの大切さを感じております。

障害者福祉分科会委員の声

『マイクロアグレッション』

マイクロアグレッション(自覚なき差別。気がつかないうちに誰かを傷つける)とかってどうすればなくなるっていうか、気をつけられるんですかね、難しいですね。教えてくれないと分からないですよ。

そうですね。皆さん、自分の中のマイノリティー性に着目されるのがいいんじゃないかと思うんですね。どんな方にも苦手なこととかあると思うんです。例えば英語を学校であんなに一生懸命勉強したのにしゃべれないとか。片言の英語で必死に伝えようとしているのに、相手からフンなんて鼻で笑われたらどう思うか。その視点で考えて、自分がそれされたらちょっとやっぱり傷つくかなという意識を持つと、この言葉ってどう思うだろうかって、ちょっと変わっていくのかなって思いました。

障害者福祉分科会委員の声

『障がい者への虐待』

報告として上がらなくてもニアミス案件というのはあると思いますので、報告がないイコール虐待がないということは言えないと思います。報告ができない事情もあります。一つあったら背景には10倍の虐待が潜んでいるくらいの気持ちで真摯に考えてほしいと思います。

児童福祉分科会委員の声

『障がいの理解』

児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉とありますが、障がい福祉は大切なことです。障がいのある人だけの福祉ではないことを大前提として、市民がいかに関心を持つか。これは、みんなが生きていく社会をつくるのに大切なことです。当事者が権利行使できるように、共生社会、インクルーシブ、障がいではなく人としての特性という見方ができる社会に変わってほしいです。差別や偏見があります。まずは相手を知ること、啓発に力を入れてほしいです。

2 相談しよう！利用しよう！ 自分の生き方を自分で決められるまち

2-1 相談支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。

障害者総合支援法の改正により、平成 25 年から障がい者の範囲に難病等が追加され、難病患者等もサービスの給付対象となっています。

現在、市では福祉課窓口で相談に対応するとともに、18 歳以上は飯伊圏域障がい者総合支援センター、18 歳未満は飯田市こども発達センターひまわりの専門スタッフが障がいのある人や家族からの相談を受けています。

平成 27 年度から支給決定の際に必要なとなった計画相談支援については、現在作成率が 100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。令和 5 年 4 月現在、当圏域の相談支援事業所は 26 か所、相談支援専門員は 87 名、うち専従 17 名、計画相談支援の当市の利用者は 1,027 人となっています。

計画相談の作成率は 100%となる一方で、相談支援専門員の 8 割が同一法人内の他事業との兼務者であり、地域で相談支援を担う人員が実質的に充足しているとは言い難い状況です。また、更なる資質の向上を求める声があり、相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行う、『基幹相談支援センター』の設置が課題となっています。

また、市では令和 3 年度から福祉課に『福祉まると相談窓口』を設置して、重層的支援体制整備事業への取組を開始しました。この事業は、社会福祉法の改正により創設された事業で、ひきこもりや 8050 問題など地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、従来の縦割りを解消し、既存の取組を活かしつつ、包括的な相談支援体制の構築を進めるものです。属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、市内には、高齢・介護、障がい、こども・子育て、生活困窮の分野ごとに専門の相談機関がありますが、それらの機関と連携しながら、困りごとの解決に向けて取り組んでいます。相談延べ件数は、令和 3 年度 604 件、令和 4 年度 1,100 件となっています。

なお、依然として相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、市民や関係機関等にとってわかりやすく、安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要です。

1) 障がいのある人の相談体制の充実

事業の概要	障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向け、障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画が作成できる支援体制を整備していきます。 ピアサポーター（障がいのあるスタッフ）¹が、同じような立場で話を聞き、経験を通じてサポートします。 福祉課に「福祉まるごと相談窓口」を開設し、どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行います。また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していけるような伴走型支援を行います。
取組の方向性	今後も相談支援体制の強化を進めます。
関係課	福祉課、長寿支援課、こども家庭課、飯田市こども発達センターひまわり、保健課
社会資源	飯伊圏域障がい者総合支援センター、相談支援事業所、地域包括支援センター、飯田市生活就労支援センターまいさぼ飯田

2) 相談支援専門員の養成と資質向上

事業の概要	地域において相談支援専門員の人材の確保に努めるとともに、資質向上のための研修会等を開催していきます。 主任相談支援専門員が、ケース検討会での助言・指導を行うことや、相談支援従事者研修等での講師を務めるなど、地域で指導的、中核的な役割を担います。 地域におけるサービス提供事業者や相談支援専門員のネットワークづくりを進めます。
取組の方向性	今後も相談支援専門員の確保と資質向上に取り組むとともに、関係機関のネットワークづくりを促進します。

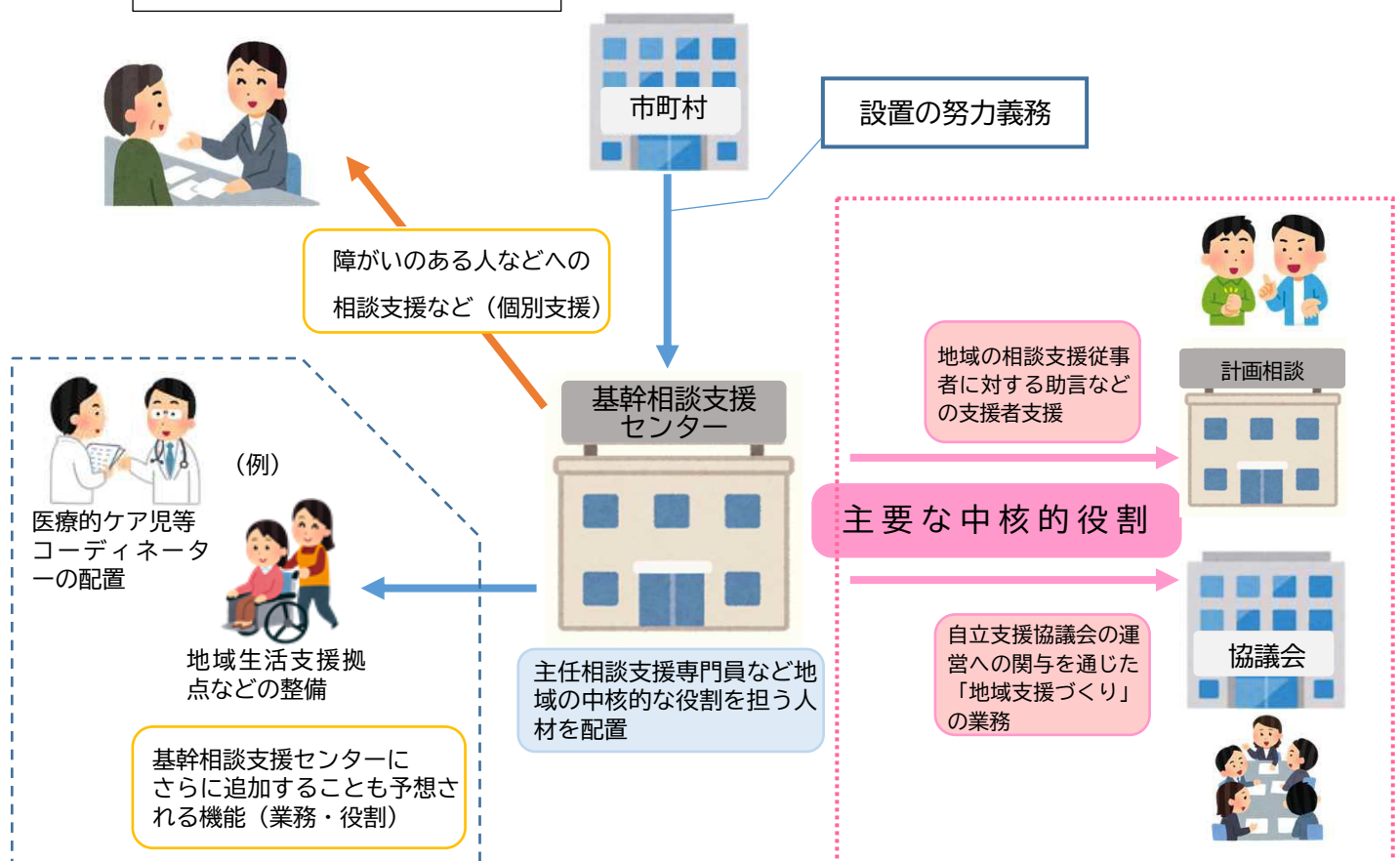
¹ ピアサポート・ピアサポーター：一般に、「同じような立場の人による支え合い」といった意味で用いられる。近年、がんやアルコール依存症、ギャンブル依存症、DV 被害者など、様々な相互の支え合いの場が増えつつあり、重要視されるようになってきている。障害者権利条約第 26 条は、社会参加に必要な能力の習得やリハビリテーションセンターの一環として、『ピアサポート』を通じたサービスとプログラムの設置と強化を求めている。ピアサポーターはピアサポートをおこなう人。

	研修で、当事者の声を聞く場を導入するなど、当事者との共同創造を目指していきます。
関係課	福祉課
社会資源	相談支援事業所、南信州広域連合地域自立支援協議会

3) 基幹相談支援センターの設置

事業の概要	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置に向けた検討を行います。
取組の方向性	当事者の年齢に関わらず、児（18歳未満）と者（18歳以上）を一元的に担う、基幹相談支援センターの設置に向けて、南信州広域連合地域自立支援協議会において関係機関と協議していきます。
関係課	福祉課、飯田市こども発達センターひまわり
社会資源	南信州広域連合、飯伊圏域障がい者総合支援センター

基幹相談支援センターのイメージ図



2-2 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害者自立支援法が施行されてから、地域生活を支える各種サービスが整備され、障がいのある人の地域生活を支える支援体制の充実が図られました。さらに、法律の名称が障害者総合支援法に改められると同時に、対象者の範囲が難病患者等へも拡大されました。市では、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮したきめ細やかな相談や支援に取り組んでいます。

1) 在宅サービス等の充実

事業の概要	個々の障がいのある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
取組の方向性	今後も在宅サービスの量的・質的充実に取り組んでいきます。
関係課	福祉課
社会資源	障がい福祉サービス事業所

2) 入浴サービス事業の充実

事業の概要	家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障がいのある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課
社会資源	訪問入浴事業所

3) 補装具費の支給事業

事業の概要	障がいのある人の身体機能を補完または代替し、自立した日常生活を行えるよう、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費または修理費を支給します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課

4) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入等助成事業

事業の概要	補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の、補聴器の早期装用を図り、聴力の向上及び言語の発達を支援し、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいを改善するために、補聴器の購入費または修理費を助成します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課

5) 日常生活用具費の給付事業

事業の概要	障がいのある人の日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもので、排泄管理支援用具や入浴補助用具等を給付します。
取組の方向性	障がいのある人のニーズを踏まえ、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課

6) 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具給付事業

事業の概要	在宅の小児慢性特定疾病 ² 児童等の日常生活上の困難を改善し、福祉の増進を図るため、在宅療養等支援用具等を給付します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課

2-3 多様なニーズに応じた支援

【現状と課題】

NICU³などに長期入院した後、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行いながら自宅で生活をする人が増えています。また、介護者の高齢化に伴い、在宅ケアの限界を迎えて、はじめて医療型短期入所を利用するケースがあります。年齢を重ねていくにつれ、胃ろうや気管切開など、医療依存度が高くなり、家庭以外に預け先がなく、高齢化する介護者への負担が増す傾向があります。そうした加齢に伴う変化に対し、「他者に（泊ま

² 小児慢性特定疾病：（１）慢性に経過する疾病、（２）生命を長期に脅かす疾病、（３）症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病、（４）長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病、を満たす疾病。対象となる疾病は令和３年１１月１日から 788 疾病に拡大している。

³ NICU：低体重児や先天性のハイリスク疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室の略。新生児集中治療室。

りで)ケアをゆだねる経験」が重要です。しかし、医療専門職の見守りのもと、安全な医療的ケアが受けられる『医療型短期入所⁴』の事業所が飯伊圏域にはなく、遠方の施設を利用せざるを得ない状況でした。そのような中、令和5年7月、当圏域内の介護老人保健施設が、『医療型短期入所（空床型）』の指定を受け、期待が寄せられています。

また、医療的ケアが必要な人が長期入所できる『療養介護』の施設がないことも課題となっています。医療的ケアを必要とする人と家族が地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアを必要とする人の受け入れができる地域資源を増やしていくことが必要です。

南信州広域連合地域自立支援協議会では、退院・在宅療育移行時等における地域の窓口になる『医療的ケア児等コーディネーター』の令和6年度からの配置に向けた検討が行われています。医療的ケア児等の地域の支援チームづくりや関係機関とのつなぎ役などを担います。

平成30年度に指定手続きの特例として『共生型サービス』が創設され、令和4年度から「障がい福祉」と「介護保険」の両事業所への市単独の補助事業を開始しました。現在、市内7か所の事業所が共生型の指定を受けており、障がいのある人が利用できる事業所の選択肢が増えました。今後、共生型サービスを利用する障がいのある人と高齢者が一緒に過ごすことで、お互いに居心地のよさを感じられるような事業展開が期待されています。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、親亡き後のサポート体制の充実と支え合いの地域づくりが必要となります。障がいのある人やその家族が地域社会から孤立しないように、ヤングケアラー等を含む家族支援や地域リハビリテーション事業での介護者の負担軽減に取り組めます。

1) 医療的ケアが必要な方の支援

事業の概要	常時介護を必要とする障がいのある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 医療的ケア児等の生活支援の要となる「医療的ケア児等コーディネーター」を配置します。
取組の方向性	今後も社会資源の整備に取り組むとともに、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置します。
関係課	福祉課、保健課、こども家庭課、子育て支援課、学校教育課、市立病

⁴ 医療型短期入所：1日～数週間、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供するサービス。

	院
社会資源	南信州広域連合、飯田医師会、長野県医療的ケア児等支援センター

2) 共生型サービスの推進

事業の概要	障がい福祉サービス（生活介護）と介護保険サービス（通所介護）の両方を提供する『共生型サービス』を実施する事業者の指定を促進します。 障がいのある人と高齢者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意した体制が取れるように、市独自の制度により、共生型サービス事業者に対して、共生型による報酬減収相当額を補助します。 共生型サービスにより、「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化した福祉ニーズに臨機応変に対応します。障がいのある人が 65 歳以上になっても、通い慣れた施設の利用が継続でき、また、地域の限られた福祉人材を有効に活用することが可能となります。
取組の方向性	今後も市独自の補助制度を継続し、サービスの質を確保しつつ、共生型サービスの指定を促進していきます。
関係課	福祉課、長寿支援課
社会資源	障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所

3) 地域生活支援拠点の整備

事業の概要	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、居住支援のための機能（①相談、緊急時の受入れ・対応、②体験の機会・場、③専門的人材の確保・養成、④地域の体制づくり）を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
取組の方向性	福祉課と飯伊圏域障がい者総合支援センターの連携を強化し、取り組んでいきます。 地域生活支援拠点事業のコーディネーターが中心となり、緊急対応必要者をリスト化し、関係機関との情報共有やネットワークづくりを進めます。
関係課	福祉課
社会資源	飯伊圏域障がい者総合支援センター

4) 地域移行・地域定着への支援

事業の概要	社会的入院や入所をしている障がいのある人が、円滑に地域生活へ移行できるように「地域移行支援」を推進します。 単身生活者や地域生活が不安定な障がいのある人に対して、常時連絡体制を整備し、緊急時等の相談に応じる「地域定着支援」を推進します。
取組の方向性	今後も継続して取り組んでいきます。
関係課	福祉課
社会資源	飯伊圏域障がい者総合支援センター、相談支援事業所

5) ヤングケアラー等家族支援の充実

事業の概要	ヤングケアラー ⁵ を始めとする障がいのある人の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がいのある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組めます。
取組の方向性	関係機関と連携して、ヤングケアラーを始めとする障がいのある人の家族支援に取り組んでいきます。
関係課	福祉課、こども家庭課、子育て支援課、学校教育課

6) 地域リハビリテーションの充実

事業の概要	身体・知的・精神と発達障がいも含めた全ての障がいのある人が、予防期から終末期までを地域で安心して暮らしていけるように、リハビリテーション専門職による、地域リハビリテーション事業を展開していきます。 出産後及び乳幼児健診において、発達に不安があるこどもと養育者に対し、早期から地域リハビリによる支援を進めます。
取組の方向性	今後もリハビリテーション専門職による、地域リハビリテーション事業に取り組んでいきます。
関係課	福祉課、保健課、こども家庭課、子育て支援課、学校教育課、長寿支援課

⁵ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、やりたいことができないなど権利が守られていないと思われるこどものこと。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や不安を負うことで、本人の育ちに影響がでることが懸念されている。

障害者福祉分科会委員の声

『相談できる人がいる』

相談相手があると安心度は高いし、満足度が高いし、地域も愛せるようになるって、そんなようなアンケート結果が出ていましたが、まさにそのとおりなんです。
困ったときに相談できる人がいるつながりっていうのが一番大事だって、これはもう昔からで、そういう地域をつくるためにはどうしたら良いかってことだと思います。

障害者福祉分科会委員の声

『自立』

介護分野の「自立」と障がい分野の「自立」は概念が異なります。2時間かければ服を自力で着られるから、自ら行うのが自立ではありません。ヘルパーさんのサポートを受け、5分で着替え、有意義な2時間の過ごし方を本人の意思で主体的に自己選択・自己決定することが障がい分野における自立であると思います。

障害者福祉分科会委員の声

『質』のあるサービス

数値で見えるのは「量」的な課題、「質」は数値化できません。「質」のあるサービス、ここをぜひ大事にしてほしいと思います。

障害者福祉分科会委員の声

『共生型サービス』

高齢者の皆さんと若い障がいのある方で、どういう関わりが出てくるのかなって思ったのですが、高齢者の方にもいい効果があります。高齢者の方は平均年齢が86歳くらいですが、30代・40代の障がいのある方が来てくださったことで、徐々に認知症の方も精神的に安定して大きな声も出なくなって、その障がいのある方を優しく見る、そういったいい形が出てきました。地域にこういうことが広がっていくといいかなと思っています。

障害者福祉分科会委員の声

『新しい箱を用意するんじゃなくて、今あるもので補いながら』

新しい箱を用意するんじゃなくて、あるものでみんなが協力し合って、ない支援の数を補いながらやるのが今の一番いい方法なんじゃないかなというふうに感じています。保護者目線ですけれども、自分たちも一番の最上の理想ばかりを求めるんじゃなくて、今ある中でどうやって助けてもらえるかということもちょっと考えながらいくことがいいんじゃないかなというふうに感じました。

また、医療型など、まだ一気に広めることは難しいと思いますので、そういった及ばないところを例えば生活介護なり、居宅介護とか、訪問入浴とか、そういう今あるものでカバーしていくことが大事なんじゃないかなと思います。

3 ここにいたい！働きたい！出かけたい！

3-1 居場所づくり

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会から孤立することなく、多様な形で社会活動に参加できるよう、つながりづくりに向けた支援が必要です。また、地域で安心して自分らしく暮らすためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です。

市内には、社会福祉法人や NPO 法人などが運営する地域活動支援センターが8か所があり、地域で暮らす障がいのある人の居場所の一つとなっています。

また、生活基盤そのものである住まいの確保を行う必要があります。暮らしやすい住宅の普及などの施策の充実や、障がいのある人が共同で生活を営むグループホームなどの選択肢を増やすなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

1) 日中活動サービス

事業の概要	生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 自立訓練（機能訓練）：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障がいのある人のリハビリテーションや身体機能の維持・回復等を行います。 自立訓練（生活訓練）：知的障がいの人と精神障がいの人を対象に、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。 宿泊型自立訓練：生活訓練の対象者のうち、日中に一般就労や障がい福祉サービスを利用している人に対し、地域移行に向けて一定期間、夜間等の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を行います。
取組の方向性	今後も継続して各サービスの提供を図ります。
関係課	福祉課
社会資源	障がい福祉サービス事業所

2) 地域活動支援センター事業

事業の概要	創作的活動や社会交流活動など、障がいのある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を行います。
取組の方向性	今後も継続してサービスの充実に努めるとともに、地域活動支援センターが機能を発揮できるよう、引き続き支援していきます。
関係課	福祉課

3) 日中一時支援事業、タイムケア事業

事業の概要	障がいのある人の日中活動の場の確保と、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を行います。 家族が障がいのある人の介護ができない時に、近隣知人や、市長が適当と認めた民間団体などが一時的な預かり介護を行う、タイムケア事業を行います。
取組の方向性	今後も継続してサービスの提供を図ります。
関係課	福祉課

4) 障がい者支援団体活動補助事業

事業の概要	市内の団体やNPO等が行う、障がいのある人の生活支援・就労支援のための活動費の一部を補助し、障がいのある人の自立促進、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
取組の方向性	今後も継続して補助事業を行います。
関係課	福祉課

5) グループホーム等の充実

事業の概要	障がいのある人が共同生活を送る場所で、食事や入浴、掃除など日常生活を送るうえで必要な援助を行います。一人暮らしを考えていても生活に不安がある人の地域生活を支援します。
取組の方向性	当事者やその家族の高齢化を見据え、今後も量的・質的充実に取り組んでいきます。
関係課	福祉課

3-2 就労支援の総合的な推進

【現状と課題】

障がいのある人の就労支援は、一般就労（一般企業との雇用契約に基づく就労）や福祉的就労（障害者総合支援法等を根拠に設定されている施設が障がい福祉サービスとして提供する働く場での就労）など、一人ひとりに合った働き方ができるよう整備されています。近年、障がいのある人の就労意欲が高まっている中で、就労による社会参加を実現し、障がいのある人が地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障がい者雇用対策の一層の充実を図る必要があります。

障がいのある人の就労について、情報提供が十分ではなく、分かりやすく利用しやすい相談場所が求められています。また、障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障がいのある人の雇用の質の向上が求められています。

障がいのある人の就労については、職場の障がい理解に基づく適切な就労環境が整備されていないことから、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

この問題を解決するため、障害者総合支援法においては、障がいのある人の就労への抜本的強化が行われていますが、就労訓練や就労継続支援にとどまらず、就労先の開拓や斡旋、就労後の支援やさらには生活全般への支援といったものが密接に関連しています。

身近な地域の中に働きやすい環境を整備するために、まずは事業主をはじめとして、市民に対して障がい者雇用についての啓発活動を行うことが重要となります。

1) 就労支援事業

事業の概要	一般企業等への就労を希望する人に一定期間知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」を、一般企業等への就労が困難な人に働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」を、障がいのある人の就労の定着を図るため、障がいのある人と障がいのある人を雇用する事業者の双方への支援を行う「就労定着支援」を提供します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
関係課	福祉課
社会資源	障がい福祉サービス事業所

2) 就労に関する相談体制の充実

事業の概要	就労先の開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローま
-------	--

	での就労相談支援策の充実に努めます。
取組の方向性	分かりやすく利用しやすい相談体制づくりに関係機関と連携して取り組んでいきます。
関係課	福祉課
社会資源	ハローワーク、飯伊圏域障がい者総合支援センター、南信州広域連合地域自立支援協議会

3) 就労に関する情報提供の充実

事業の概要	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。
取組の方向性	地元事業者などを対象とした障がい者雇用に関する情報提供及び「職場適応援助者（ジョブコーチ）支援」の紹介などに、関係機関と連携して取り組んでいきます。 就労に関する情報発信の手段として、デジタル技術の活用を研究します。
関係課	福祉課
社会資源	ハローワーク、飯伊圏域障がい者総合支援センター

4) 就労支援ネットワークの推進

事業の概要	障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報共有が行えるよう、ハローワーク、飯伊圏域障がい者総合支援センター、特別支援学校、事業所等とのネットワーク体制を推進します。
取組の方向性	就労支援については、個別のケースに応じて各機関との連携を図っています。今後も個別のケースに応じて対応するとともに、障がいのある人の就労に関する情報共有、関係機関、事業所等との連携を図っていきます。
関係課	福祉課
社会資源	ハローワーク、飯伊圏域障がい者総合支援センター、特別支援学校、事業所、南信州広域連合地域自立支援協議会

5) パソコン教室事業

事業の概要	障がいのある人が文書作成や表計算のアプリケーションソフトの活用等を学ぶ講座を開催し、日常生活及び就労に役立つスキルを習得するための機会を提供します。
取組の方向性	今後も継続してサービスの提供を図ります。
関係課	福祉課

3-3 雇用の場の拡大

【現状と課題】

障がいのある人が自立生活を可能にするためには、経済的な安定は必要不可欠であり、そのための就労が重要となります。市では、地域に雇用の場が限られていることから、障がい者雇用枠での市職員の募集の際、対象範囲を精神障がいのある人へ拡大し、積極的に雇用の場の創出を図っています。また、市の業務を積極的に事業所へ委託することにより、業務の拡大を推進しています。

国では、障がい者優先調達推進法が施行されたことにより、今後は市の指針に基づき、障がい者施設等からの優先的な調達を推進することが求められています。

1) 障がい者施設からの調達の推進

事業の概要	障がいのある人の福祉的就労の充実を図るため、市の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけています。 特定随意契約により、公園の清掃管理業務、会議録作成業務、データ入力業務、名刺や封筒等の印刷業務等を障がい者施設に委託しています。
取組の方向性	今後も、障がい者優先調達推進法 ¹ に基づき市の指針を策定し、障がい者施設等からの調達を推進します。
関係課	福祉課

2) 公共機関の雇用拡大

事業の概要	飯田市役所等公共機関において、障がいのある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。
-------	---

¹ 障がい者優先調達推進法：正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

取組の方向性	就労者の職場定着を図ることが重要と考えられ、障がいのある人の職場定着のため、就労後の支援を行っていきます。
関係課	人事課

3) 農福連携・林福連携

事業の概要	農業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や障がいの状態の改善に有効であり、農業にとっても担い手の確保等のメリットがあることから、農福連携 ² に取り組めます。また、市産材の利活用など障がい者施設等と協働で林福連携に取り組めます。
取組の方向性	関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。
関係課	福祉課、農業課、林務課
社会資源	農林業関係団体、地元農家

3-4 社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人が外出する際には、その人の障がい特性によって移動に様々な困難が伴います。また、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

移動手段として、市単独補助事業で、重度心身障がい児通院費助成事業、タクシー利用券の交付や自動車改造費の助成等を実施しています。

1) 移動支援事業

事業の概要	障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出支援を行います。
取組の方向性	今後も継続してサービスの提供を図ります。
関係課	福祉課

2) 交通費の補助

事業の概要	市独自の交通費の助成事業を行います。 障害児入所施設に入所することも、並びに病院または診療所に通院していることに対して、交通に要する費用の一部を助成する、重度心身障
-------	---

² 農福連携：農業と福祉の分野が手を取り合うことで、農家にとっては担い手の確保や生産性の向上、障がいのある人には就労機会や収入の確保につながる取り組み。

	がい児通院等交通費助成事業を行います。 じん臓機能に障がいがある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、人工透析療法等による医療の給付を受ける目的で医療機関に通院した際の通院に要した交通費を助成します。
取組の方向性	今後も継続して補助事業を行います。
関係課	福祉課

3) タクシー利用券交付事業

事業の概要	在宅の重度の障がいのある人が利用するタクシー利用料金の一部を助成することにより、障がいのある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。
取組の方向性	今後も継続して取り組んでいきます。
関係課	福祉課

4) 自動車の改造にかかる費用の助成、運転免許証取得の費用補助

事業の概要	移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障がいのある人が、障がいの状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、または運転免許証を取得する場合、その費用等を助成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
取組の方向性	今後も継続して補助事業を行います。
関係課	福祉課

5) 補助犬の健康管理にかかる費用の補助事業

事業の概要	盲導犬、介助犬及び聴導犬（以下「補助犬」という。）の給付を受けて日常生活を送る障がいのある人にとって、補助犬の健康管理は重要であるため、補助犬の健康を維持するために必要な経費を使用者に補助します。
取組の方向性	今後も継続していきます。
関係課	福祉課

6) パーキング・パーミット制度の推進

事業の概要	障がいのある人等のための駐車場の円滑な利用を図ることを目的として、車いす利用者などの歩行が困難な者等に対し、県内に共通する「障
-------	--

	がい者等用駐車場利用証」を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を推進します。
取組の方向性	今後も継続していきます。
関係課	福祉課
社会資源	長野県障がい者支援課

3-5 文化芸術活動・スポーツの機会の推進

【現状と課題】

一人ひとりの生活を充実させるために、文化芸術活動やスポーツ活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

「長野県障がい者文化芸術祭」に飯田市から毎年 20 点ほど出展があり表彰を受ける人もいます。また、平成 27 年度から飯田市美術博物館を会場に開始した「飯田市障がい者文化芸術作品展」は、今年 9 年目を数え、出展数は 120 点と多くのすばらしい作品が寄せられ地域の出展の場となっています。さらに令和 5 年度新たに開催した「結のアート作品展」は、障がいのある人と市内の中学生が共同作品の制作に取り組み、作品作りを通じてお互いの感性を認め合う機会となりました。障がいのある人の文化芸術活動が地域に定着してきています。



(障がい者地域活動支援センター「花香房かざぐるま」と飯田市立竜峡中学校美術部によるコラボ作品)

スポーツでは、「ボッチャ³」が障がいのある人もない人も楽しめるスポーツとして、公民館活動などを通じて地域に浸透してきています。また、障がい者スポーツ支援センターによる障がい者スポーツ体験会が飯田下伊那でも開催され、障がいのある人が地域でスポーツを楽しむ機会となっています。

障がいのある人もない人も、より多くの人々が気軽に参加でき交流する機会を拡大するため、文化芸術活動及びスポーツを更に推進することが求められています。

³ ボッチャ：ヨーロッパで生まれた、重度脳性麻痺もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、1984 年からパラリンピックの正式種目になっている。現在では年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツとして注目されている。

1) 文化芸術活動の推進

事業の概要	障がいのある人の作品を展示紹介し、その鑑賞を通じて豊かな感性にふれることで、障がいのある人の文化芸術活動への理解を深めていきます。障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する地域住民の正しい理解と認識を深めます。
取組の方向性	障がいのある人が作品を出展する機会を継続的に設けるとともに、障がいのある人となない人が文化芸術活動を通じて交流する機会の創出を行います。
関係課	福祉課
社会資源	飯田市社会福祉協議会

2) スポーツの機会の推進

事業の概要	公民館活動などで「ボッチャ」が地域に浸透してきており、今後も継続的に誰でも楽しめるスポーツとしての普及を図ります。地域で行われるスポーツイベントやパラスポーツ体験等を通じて、障がいのある人の参加を推進し、スポーツを通じて障がいのある人となない人の交流を図ります。
取組の方向性	障がいがある人、ない人が地域で交流する機会を拡大していきます。
関係課	福祉課、生涯・学習スポーツ課、公民館
社会資源	障がい者スポーツ支援センター、体育協会

3-6 趣味・余暇活動の充実

【現状と課題】

「障がいのある方の実態調査」の分析結果によると、趣味のサークル活動のみが統計的に有意に幸福感と関連しており、障がいのある人の幸福感を高める可能性を示唆しました。一人ひとりの生活の質を向上させるために、趣味や余暇活動を充実させることは重要です。

市では障がいのある人の趣味や余暇活動の支援を行っている団体等へ補助金を交付し、趣味教室やサークル活動、外出支援等に役立てています。



障がい者趣味教室

1) 障がい者余暇活動支援事業

事業の概要	障がいのある人に余暇活動の場の提供や家族支援を行います。社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等へ補助金を交付していきます。
取組の方向性	既存の団体の活動支援に加え、障がいのある人が趣味のサークル活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
関係課	福祉課
社会資源	飯田市社会福祉協議会

障害者福祉分科会委員の声

『ストレングス視点』

就労形態を含めて柔軟に考えるということが大事で、仕事に本人を合わせるのではなく、仕事を本人に合わせるっていう発想が必要だと思っています。障がい者はこれしかないじゃなくて、ストレングス視点で、健常者にはできないことができるという視点でイノベーションを起こしていく共同創造の発想力を飯田市として持っていただきたいと思います。多様性を尊重する自治体が今後生き残っていくだろうと思いますので、飯田市の生き残りをかけた計画策定だと思います。

障害者福祉分科会委員の声

『仕事』

こういう仕事だから、こういう障がいのある方はちょっと遠慮するなっていう声が、私的には結構多く感じられるのですが、やっぱりこういう仕事だからとかじゃなく、その障がいのある方の力を生かすためにこの仕事をどう変えていくかが大切なのかと思っています

障害者福祉分科会委員の声

『挨拶』

発達特性のある人は、挨拶ができなくても仕事ができる人はいます。挨拶が基本は健常者の常識です。「仕事ができる」を基準に考えないと、挨拶が、服装が・・・でつまづいて先に進めなくなってしまう。発想の転換が必要だと思います。

4 ここで、一緒に成長しよう！

4-1 発達支援の充実

【現状と課題】

地域のすべてのこどもが心身ともに健康に育ち、安定したくらしを送ることができるように支援していくことは重要です。社会性の多くが乳幼児期の親子関係により育まれます。しかし、子育てを取り巻く環境は複雑であり、子育てには難しい課題が多くあります。

このような中、保護者がこどもの身体・心の育ちの見通しを持つことができ、こどもがすこやかに育つことができるよう、医療機関と連携して乳幼児健診を実施します。健診や乳幼児相談では、疾病の早期発見や必要に応じて発育・発達などのフォローを行います。

障がいがある（発達に特性のあるこどもを含む。）場合でも、地域で仲間とともに育ち、お互いに支え合う関係を築くことができる保育事業は、全てのこどもが、幼いころからノーマライゼーションやインクルージョンの理念を自然に身につけるために効果的です。

障がいのあるこどももないこどもも、共に過ごすことで、相手を理解することを身につけ、健全な発達及び人格形成が促進されるため、引き続き障がいのあるこどもの受入体制の確保が求められます。

1) 特別な配慮が必要なこどもへの園小連携事業

事業の概要	保護者、園、小学校が連携し、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が幼児期から学齢期へと継続されるよう取り組みます。 こどもの発達にかかる、個別ケースの関係者会議を開催します。
取組の方向性	特に支援を必要とする園児について、小学校で引き続き適切な支援を受けられるよう「引継ぎシート」を活用します。 発達に特性のあるこどもの情報の把握・共有をします。 園小接続のため、カリキュラムの配布及び活用をします。 発達に特性のあるこどもの支援体制を整備します。
関係課	こども家庭課、子育て支援課、学校教育課

2) 児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）事業（地域療育部門）

事業の概要	児童発達支援センターは、身近な地域で障がいのあるこどもやその家族への相談支援を行う地域の中核的な支援機関です。
取組の方向性	今後、強化が求められる機能は次のとおりです。 ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

	② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ¹ ③ 地域のインクルージョンの推進の中核として、一般子育て施策をバックアップ ④ 地域の障がいのあるこどもの発達支援の入口としての相談機能
関係課	こども家庭課、子育て支援課

3) 児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）事業（通所部門）

事業の概要	通所部門は障がいのある未就学のこどもへ、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応支援等を行います。また、こどもの理解促進を含めた家族支援とともに、地域の認定こども園・保育所等への移行支援を行います。
取組の方向性	地域の認定こども園・保育所等とのより連携した支援が行える仕組みや保育所等訪問事業を研究します。インクルーシブ教育・保育の向上の観点から、認定こども園・保育所等から研修派遣を積極的に受けていきます。
関係課	こども家庭課、子育て支援課

4-2 教育・放課後等の地域支援の推進

【現状と課題】

飯田市と飯田養護学校 PTA との懇談会において、地域や近所のこどもとのかかわりが薄く、地域の人との交流がないことへの不安の声があります。市では、特別支援学校で学ぶ全てのこどもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）をもち、その学校のこどもたちと学校行事や学習などにとともに取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を推進しています。

また、放課後児童クラブ・放課後こども教室といった子育て施策と、放課後等デイサービスなどの障がいのあるこどもへの福祉サービスの併用が可能となる体制の整備を図ることが課題です。

1) 就学相談支援事業

事業の概要	特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援
-------	--

¹ スーパーバイズ・コンサルテーション機能：児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容などへの助言・援助などを行う機能。

	教育の充実と資質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行います。
取組の方向性	今後も継続して実施します。すべての年長児保護者に教育支援（就学相談）に関して広報し、特別な学びの場（特別支援学校・特別支援学級など）について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。
関係課	学校教育課、こども家庭課

2) 副学籍による交流及び共同学習

事業の概要	特別支援学校で学ぶ全てのこどもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）を持ち、その学校のこどもたちと学校行事や学習などに共に取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を推進しています。
取組の方向性	今後も継続して実施します。
関係課	学校教育課
社会資源	市内小・中学校、特別支援学校

3) 児童・生徒の居場所づくり

事業の概要	両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「児童館、児童センター、児童クラブ」を提供します。
取組の方向性	障がいのある児童を受け入れるにあたっては、人材の確保や環境整備など課題があります。児童クラブのスタッフを対象とした発達支援の研修会を行うなど支援力の向上を目指します。
関係課	学校教育課、こども家庭課

4) 放課後等デイサービス事業等

事業の概要	支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。
取組の方向性	相談支援専門員等による丁寧なアセスメントを行い、障がいのあるこどもの個々の状況やサービス利用の意向等を正確に把握し、こどもの将来を見据えたサービスの安定的な提供ができるように、事業所と連携を図ります。地域の「児童館、児童センター、児童クラブ」との併用ができる仕組みを研究します。
関係課	福祉課、こども家庭課、学校教育課

4-3 家族支援

【現状と課題】

女性の就業率の増加に伴い、全国的にも保育所・放課後児童クラブの利用数は増加し、障がいのあるこどものサービス利用も増加しています。今後も障がいのあるこどもに係るサービスのニーズは増加が見込まれます。

発達支援の提供を通じて障がいのあるこどもの保護者が就労を継続できるよう、支えることも重要です。療育の場としての児童発達支援や放課後等デイサービスと、一時預かりとしての日中一時支援事業やタイムケア事業などサービスの利用目的に応じた支援を提供することが求められます。

ペアレントトレーニング²の受講できる環境やペアレントメンター³による支援体制を整備していく必要があります。

1) 発達障がいのあるこどもと家族への支援

事業の概要	ペアレントトレーニング・ペアレントメンターの活用を図ります。ペアレントトレーニングを通して、日常生活の中でこどもとのよりよい関わり方を学ぶ機会とし、ペアレントメンターから発達障がいのあるこどもの子育て経験の話を聞く等、ライフステージに沿った子育てを考える機会となるよう支援します。
取組の方向性	ペアレントトレーニングについては保護者や家庭の状況で情報提供をし、参加をすすめていきます。ペアレントメンター活動ができる人材の確保を検討します。
関係課	こども家庭課

2) 家族への就労支援

事業の概要	児童発達支援センター（通所部門）に通う保護者に、母子通所を通してこどもの相談・発達支援の場を保障しながら、就労に係る支援を行います。
取組の方向性	児童発達支援センターと保護者で、早期支援の重要性を共有し、幼児期にこどもと向かい合い理解する機会を保障しながら、保護者就労につい

² ペアレントトレーニング：こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育現場でのトレーニングだけではなく、親が日常生活でこどもに適切にかかわることができるようになることで、こどもの行動改善や発達促進が期待できる。

³ ペアレントメンター：発達障がいのあるこどもを育てた経験のある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組み。厚労省の発達障がいにおける家族支援施策にも取り上げられている。

	での支援を検討していきます。
担当課	こども家庭課

3) 発達相談事業

事業の概要	園・学校訪問、2，3歳児のグループ活動や、個別相談を通じて、保護者に寄り添い、発達支援を行います。
取組の方向性	ライフスタイルに対する意識の変化や価値観は多様化していますが、周囲の子育てへの理解や協力は変わらず必要とされています。様々な悩みや葛藤に寄り添っていく支援が求められており、関係機関と連携し、支援を行います。
関係課	こども家庭課

4) 日中一時支援事業・タイムケア事業

事業の概要	障がいのあるこどもの日中活動の場の確保と、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を行います。 家族が障がいのあるこどもの介護ができない時に、近隣知人や、市長が適当と認めた民間団体などが一時的預かり介護を行う、タイムケア事業を行います。
取組の方向性	今後も継続してサービスの提供を図ります。
関係課	福祉課

4-4 ライフステージに沿った支援体制づくり

【現状と課題】

障がいのあるこどものいる保護者を対象とした実態調査では、こどもに関する悩みごととして、「こどもの進学や学校のこと」が59.3%と最も多く、次いで「こどもの人間関係のこと」、「こどもの就職や仕事のこと」が38.9%となっています。また、飯田養護学校との懇談会においても、卒業後の就労先や日中活動の場所に関する不安の声があります。

障がいのあるこどもが、将来、地域で自立した生活を送るためには、障がい特性、障がいの状況、生活実態に応じた総合的な支援が必要です。幼児期から学齢期、学齢期から就労まで、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制が求められます。

また、重度の障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどものいる家庭は、地域での生活や保育所や学校への調整つなぎの役割の機能が乏しく、不安を抱えて地域での子育てをスタートさせることが多い現状があります。重度の障がいのあるこどもや医療的ケアが必要な

こどもを保育所や学校をはじめとするそれぞれの機関で受け入れてもらえるよう調整やつなぎの役割を果たせる体制づくりが求められます。

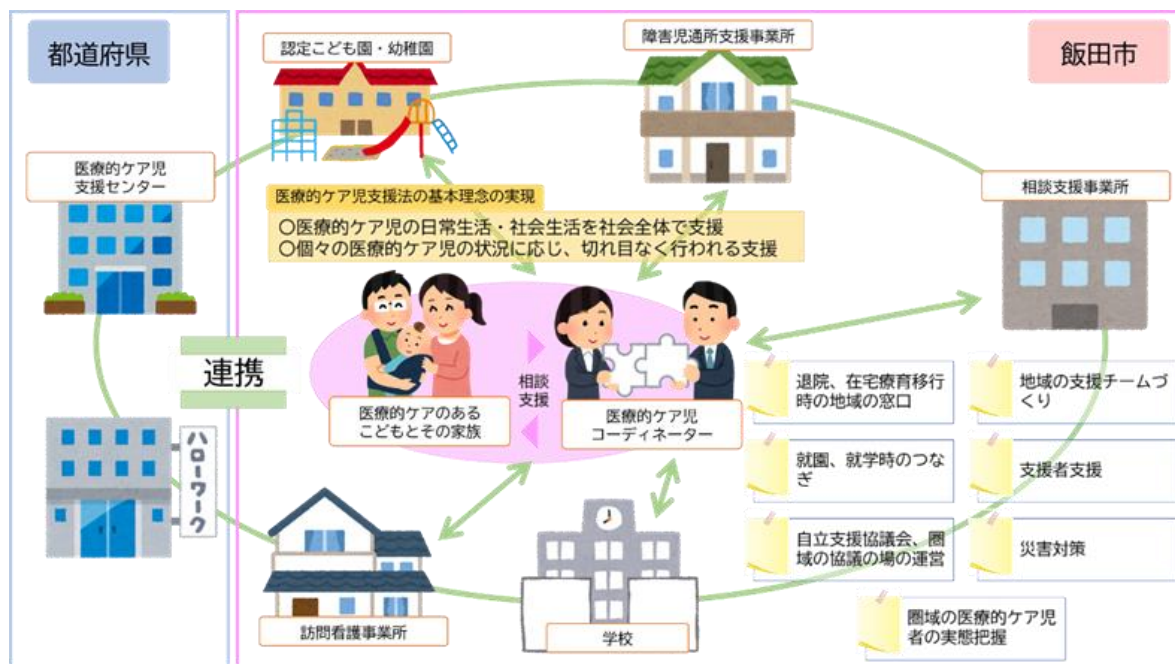
1) 関係機関との連携・発達支援体制整備協議会

事業の概要	ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができるよう、地域内の福祉・医療・保健・教育・労働の関係機関による研究協議を行います。発達相談支援のニーズを有する当事者と家族に対して適切かつ効果的な対応ができる体制づくりを進めます。また、こどもの将来を見据えた支援体制を関係機関と連携し構築します。
取組の方向性	医療・福祉・教育等の関係機関が参集し会議を開催します。乳児期から就労までの情報連携や、関係機関における相談支援の現況と体制の確認、情報共有の方法などの相談支援体制の整備課題を協議します。
関係課	こども家庭課、福祉課、保健課、学校教育課、子育て支援課、こども家庭課、市立病院
社会資源	飯田市発達支援体制整備協議会

2) 医療的ケア児等に対する支援体制づくり

事業の概要	在宅で介護する家族の負担軽減を図るために、医療的ケアを必要とするこどもや重度の障がいのあるこどもが、身近な地域で必要な療育・療養が受けられる体制づくりを進めます。 長期入院している重度の障がいのあるこどもが安心して生活できるように、地域の支援体制整備に取り組みます。
取組の方向性	医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、在宅や認定こども園・保育所、学校など地域での生活を調整する医療的ケア児等コーディネーターを圏域に配置します。
関係課	福祉課、保健課、学校教育課、子育て支援課、こども家庭課、市立病院
社会資源	南信州広域連合地域自立支援協議会

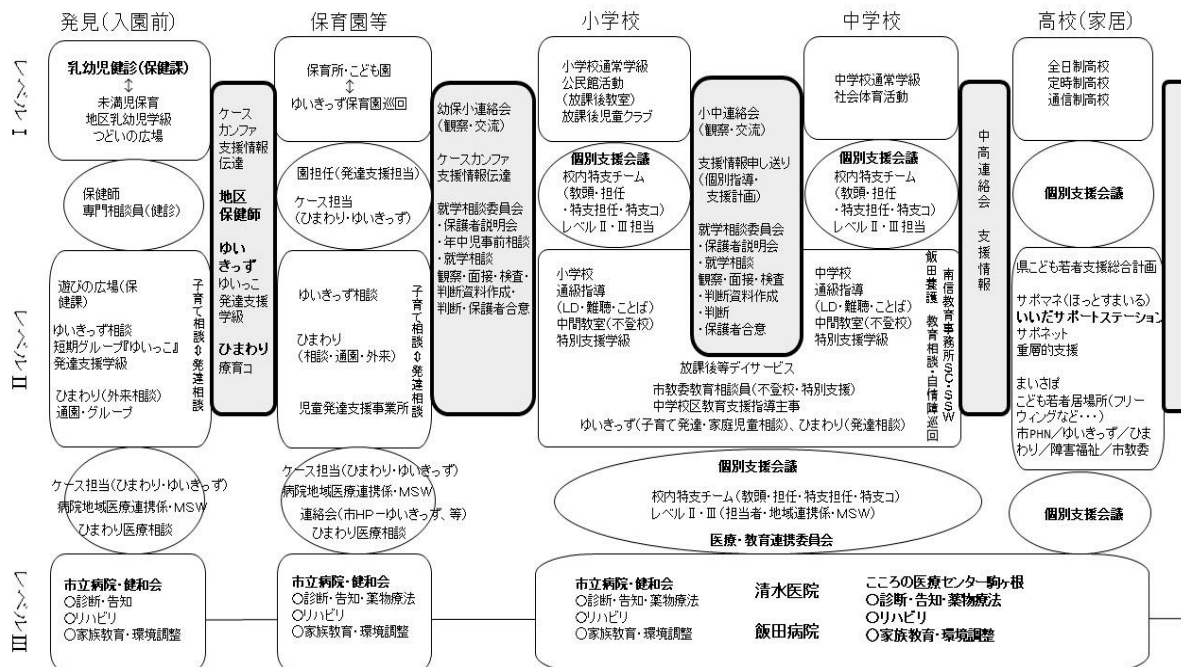
医療的ケア児等コーディネーター



※こども家庭庁資料より飯田市にて一部加工

関係機関連携の相関図

飯田市 発達支援体制 2021年7月現在 ゆいきっず作成



障害者福祉分科会委員さんの声

『こどもの力』

未来にどういう飯田市になっていたらいいかっていうと、学生のうちだったら、学校の中にいろんな生徒がいて、例えば車椅子の子やちょっと心が尖った子がいても、みんながこういう子だなって飲み込める、そういう社会がいいのかなと思います。

こどもは、この子は違う子っていう先入観がなく、お友達でこういう子がいるなっていう感覚で、こどもの力でちゃんと伝えていけるし、みんなで遊べる。学校や地域にそういう環境があって、その環境で育った子たちが大人になっていくと自然とみんなが助け合う世の中になるのかなって思います。

児童福祉分科会委員さんの声

『家族支援』

園では、支援が必要かなと思う子について、市の巡回相談を利用したりして、保護者の理解につなげています。こどものことを知られたくない、こどもの姿を受け入れられない、ひまわりに通うには仕事を休んだりやめたりしなければならないという親の苦しい思いへのケアとこどもへのケアがすごく難しいです。

5 みんなが安心して暮らせるまち

5-1 やさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人・支援する人にとって、安心して暮らせるまち・安心して出かけられるまちをめざしています。誰もが主体となって地域活動に参加できるよう、公共施設や民間施設におけるバリアフリーの推進や、バリアフリーに関しての情報収集・周知をすすめています。ハード面だけでなく、心のバリアフリーを促し、障がいのある人と障がいのない人が助け合えるつながりが重要です。

住宅環境整備に関しては、身体に障がいのある人に対して進めてきていますが、知的障がいのある人の住宅改修に関する相談が増えてきています。

1) 啓発活動

事業の概要	バリアフリー情報の収集と周知をします。 障がいのある人とない人の交流を推進します。 障がいのある人を講師とした心のバリアフリー研修を実施します。
取組の方向性	公共や民間施設におけるバリアフリー情報を収集し、周知することで、障がいのある人が出かけやすい環境を促します。
関係課	福祉課

2) 住宅環境の整備

事業の概要	住宅改修の相談・補助を行っています。 知的障がい（強度行動障がい）のある人に対する住宅の問題に関して、相談に応じます。
取組の方向性	身体障がいのある人に対する住宅改修相談・補助を継続します。 知的障がい（強度行動障がい等）のある人の飛び出し等、危険行動に対する住宅環境への対策について、専門家を含めた関係者チームを形成し相談に応じ、社会資源の開発等の支援を行う体制づくりを行います。
関係課	福祉課、こども家庭課
社会資源	飯伊圏域障がい者総合支援センター

3) 地域交通の充実

事業の概要	地域特性にあった公共交通機関等の充実に取り組みます。 福祉有償運送サービス事業の周知を行います 地域内の公共交通機関の利便性を向上します。
取組の方向性	関係機関等と協力し、事業の継続や改善に取り組みます。
関係課	福祉課、リニア推進課

5-2 情報アクセシビリティ・デジタル化の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、障がいの種類や程度によって情報取得に関する選択ができることが重要です。手話通訳、要約筆記の需要もあります。手話通訳者の福祉課配置、手話通訳研修、窓口での筆談、広報いいだの音声CD・点字版の無料配布等も行っています。

コロナ禍におけるICT¹の急速な普及により、その場に行かなくてもできる会議・コミュニケーションが増えてきています。一方でそういった便利さに取り残されてしまっている人もいます。

障がいのある人が地域生活に必要な情報を確実に取得できることは重要です。デジタル化の推進により、その場に行かなくても用件を済ませられる利便性を向上させる一方で、その場に出かけることによって得られる楽しみやあたたかみを大切にする必要があります。

1) 情報アクセシビリティの推進

事業の概要	情報アクセシビリティ普及を推進します。 福祉用具、便利機器（スマートフォン等）の有効な利用を検討します。 障がいの程度や種類に応じて選択できる窓口での対応を行います。 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業を継続します。
取組の方向性	障がいの程度や種類によって不利益がなく、情報取得する方法を選択できるように環境を整備していきます。
関係課	福祉課

¹ ICT：Information and Communication Technology の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。情報処理および通信技術の総称を指す。日本では同様の言葉として IT（Information Technology：情報技術）の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。情報を相互にやりとりすることに重点が置かれている。

2) 行政手続きの利便性向上（デジタル化の推進）

事業の概要	I C Tの活用や、窓口に来なくてもできる手続きを推進します。
取組の方向性	行政手続きのデジタル化を推進します。 障がいのある人が、デジタルを使って日常生活をより便利にするための支援を検討します。 I C Tが活用できない人への支援を検討します
関係課	福祉課、デジタル推進課

5-3 公費負担医療制度等の充実

【現状と課題】

「障がいのある方の実態調査（成人）」において、「今後、行政において力を入れてほしいこと」の問いに、医療費の負担軽減が最も多い結果でした。経済的な負担による受診控えがないように、診療費の負担軽減が望まれています。

1) 医療費の負担軽減

事業の概要	更生医療・育成医療と精神障がいのある人の通院費を自立支援医療で助成しています。 医療費の自己負担分を助成する福祉医療給付の実施と制度の周知を行っています。
取組の方向性	引き続き医療を受けやすい体制を継続します。
関係課	福祉課、保健課
社会資源	長野県精神保健福祉センター

5-4 緊急時・災害時に命を守る行動をするために（災害時の支援体制）

【現状と課題】

障がいのある人は、災害時の状況に応じて適切な行動をとることが難しく、災害弱者といわれています。災害時にどのような避難行動をとれば良いかについて、あらかじめ本人・支援者が確認しておくために、一人ひとりの状況にあわせて個別避難計画²の策定が有効です。令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の策定について、市町村が策定に努めることとされています。しかし、個別避難計画の存在については、「障がいのある

² 個別避難計画：避難行動要支援者（高齢者、障がいのある人など）ごとに、避難計画を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

方の実態調査（成人）」で8割程度の人が知らない状況です。

特に避難行動が困難と考えられる医療的ケアのある人については、実数と状況把握を行いつつ、個別避難計画の策定や支援者間での情報共有ができる体制が求められています。

1) 避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

事業の概要	関係機関との連携を図りながら、緊急時の連絡支援体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。 避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等、災害時に備えて情報の共有を図っています。
取組の方向性	災害時に避難行動が困難な避難行動要支援者について、個別避難計画を策定し、支援者間での情報共有ができる仕組みを整備していきます。
関係課	福祉課、危機管理課、各自治振興センター
社会資源	飯田市社会福祉協議会

2) 防災訓練の実施

事業の概要	個別避難計画をもとに防災訓練を行います。 障がい福祉サービス事業所における防災計画及び業務継続計画（BCP） ³ に基づく防災訓練を行います。
取組の方向性	個別支援計画をもとに、当事者を中心に関係機関が集まりシミュレーションを行うことで、計画の見直しと実用性の向上をめざします。
関係課	福祉課、危機管理課、各自治振興センター
社会資源	社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所

3) 防災知識の普及

事業の概要	広報いいだや防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。 避難行動要支援者を対象とした研修を行います。
取組の方向性	広報いいだやホームページ、防災訓練等を通じた広報活動を行っていきます。
関係課	福祉課、危機管理課
社会資源	飯田市社会福祉協議会

³ 業務継続計画（BCP）：Business Continuity Planの略。大地震などの自然災害、感染症のまん延、テロなどの事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画のこと。

4) 福祉避難所の設置

事業の概要	福祉避難所（福祉スペース）の利用者や、医療的ケアの必要な人が福祉避難所で対応できるのか検討します。医療的ケアの必要な人が避難できる体制（電源確保・酸素ボンベ等）を検討します。
取組の方向性	災害時に障がいのある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めます。避難行動要支援者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりにも取り組んでいきます。
関係課	福祉課、長寿支援課、危機管理課
社会資源	飯田市社会福祉協議会

5) 防犯知識の普及

事業の概要	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。
取組の方向性	関係機関との連携に努め、引き続き防犯体制の確立を目指していきます。
関係課	福祉課、危機管理課

障害者福祉分科会委員の声

『設計』

多目的トイレも、建築士としてもいろいろな障がいの度合いや用途によって定型というのはあるのですが、それを当てはめるのではなくて、やはり当事者や介護者の皆さん、それから関係者の皆さんとお話をして、そういった建物の設計等をしていくべきだなと改めて思いました。

飯田市もそのような考えを持って、建物の設計や建設が進んでいけばいいかなと思いました。

第3章 飯田市障害福祉計画・飯田市障害児福祉計画

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「①施設入所者の地域生活への移行」、「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「③地域生活支援の充実」、「④福祉施設から一般就労への移行等」、「⑤障がい児支援の提供体制の整備等」、「⑥相談支援体制の充実・強化等」、「⑦障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7つについて成果目標を設定することとしています。この目標の達成に向けて、必要となる障害福祉サービス等の種類ごとの見込量等を活動指標として定めることとしています。

飯田市では、国の基本指針及び県の方針を踏まえつつ、これまでの飯田市障害福祉計画及び飯田市障害児福祉計画の実績を考慮しながら、令和8年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を定めます。

本計画を踏まえ障害福祉サービス等の提供体制を確保することで、一体的に策定する飯田市障害者計画の基本理念及び基本的な視点の実現を目指します。

第7期飯田市障害福祉計画（成果目標と活動指標）

1 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

① 目標の設定

ア 地域生活に移行する者の目標値

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上の移行

イ 施設入所者の削減数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減

② 目標値

項目	数値	備考
施設入所者数	139 人	令和4年度末時点の全施設入所者数
地域生活移行者数	9 人	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上移行 $139 \text{ 人} \times 0.06 \div 9 \text{ 人}$
施設入所者の削減数	7 人	令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減 $139 \text{ 人} \times 0.05 \div 7 \text{ 人}$

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 目標の設定

国の基本指針に基づき、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、以下の活動指標を設定します。

ア 協議の場の1年間の開催回数の見込

イ 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込

ウ 協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込

② 目標値

項目	数値	備考
協議の場の一年間における開催回数	4 回	南信州広域連合地域自立支援協議会 くらし部会（精神障がいチ

			ーム)を協議の場として開催
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健	2 人	県・市の保健師等
	医療（精神科）	2 人	医師、ソーシャルワーカー等
	医療（精神科以外）	1 人	医療機関の職員
	福祉	2 人	障害福祉事業所の職員等
	介護	2 人	介護保険事業所の職員等
	当事者及び家族	2 人	
	その他	3 人	行政職員等
協議の場の目標設定の実施回数		1 回	年度当初に目標設定のための協議会を開催
協議の場の評価の実施回数		1 回	年度末に評価のための協議会を開催

（３）地域生活支援の充実

① 目標の設定

ア 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点を市又は圏域において１拠点以上を確保しつつ、機能拡充のためのコーディネーターなどの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年１回以上運用状況の検証及び検討を行います。

※上記目標は国の基本指針に基づき第６期障害福祉計画から継続となる項目で、体制構築済みです。引き続き体制の整備を進めます。

イ 強度行動障害を有する方への支援体制整備

強度行動障害を有する方に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

② 目標値

項目	数値
強度行動障害を有する方への支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズを把握し、相談・支援体制を確保します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 目標の設定

○福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

ア 一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和３年度の一般就労の移行実績の１.２８倍以上

イ 就労移行支援から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和３年度の一般就労への移行実績の
1.31 倍以上

ウ 就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和３年度の一般就労への移行実績の
1.29 倍以上

エ 就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和３年度の一般就労への移行実績の
1.28 倍以上

オ 一般就労へ移行した者が５割以上の就労移行支援事業者の割合

国の指針及び県の成果目標による算定で、就労移行支援利用終了者に占める一般就
労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が、就労移行支援事業所全体の５割以上

○職場定着率の増加

カ 就労定着支援事業の利用者数

国の指針及び県の成果目標による算定で、令和３年度の一般就労への移行者におけ
る就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上

キ 一般就労の職場定着率

国の指針及び県の成果目標による算定で、就労定着支援事業所のうち、職場定着率
が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

② 目標値

項目	数値	備考
一般就労への移行数	9 人	令和３年度の実績
【目標値】 一般就労移行者数	13 人	令和３年度の実績の 1.28 倍以上 $9 \text{ 人} \times 1.28 \div 12 \text{ 人}$ ※以下各項目の移行者数の目標計 13 人で設定
就労移行支援から 一般就労への移行数	4 人	令和３年度の実績
【目標値】 一般就労移行者数	6 人	令和３年度の実績の 1.31 倍以上 $4 \text{ 人} \times 1.31 \div 6 \text{ 人}$
就労継続支援Ａ型から 一般就労への移行数	3 人	令和３年度の実績
【目標値】 一般就労移行者数	4 人	令和３年度の実績の 1.29 倍以上 $3 \text{ 人} \times 1.29 \div 4 \text{ 人}$
就労継続支援Ｂ型から 一般就労への移行数	1 人	令和３年度の実績

【目標値】 一般就労移行者数	2 人	令和3年度の実績の1.28倍以上 $1人 \times 1.28 \div 2人$
生活介護・自立訓練から一般就労への移行数	1 人	令和3年度の実績
【目標値】 一般就労移行者数	1 人	自立訓練（機能訓練）の活動指標より人数を設定
【目標値】 一般就労へ移行した者が5割以上の就労移行支援事業数	2 カ所	全体の5割以上
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	2 人	令和5年度実績より人数を設定
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1 カ所	全体の2割5分以上

（５）相談支援体制の充実・強化等

① 目標の設定

ア 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、地域の相談体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

- イ 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行い、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保します。

② 目標値

項目	数値（目標）
基幹相談支援センターの設置の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120 回
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12 回

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	15 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	22 回
主任相談支援専門員の配置人数	8 人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	22 回
参加事業者数・機関数	22 団体
協議会の専門部会の設置数	7 部会
協議会の専門部会の実施回数	43 回

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 目標の設定

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県等が実施する相談支援従事者研修等の研修会を活用し、障がい福祉担当職員が専門的な知識を習得することで、サービス利用者の状況に応じた適切な支給決定等が行える体制を構築します。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査内容の分析結果等を活用し、事業所及び関係自治体と共有することで、サービス提供事業所が利用者に対して、支給決定に応じたサービスを適切に提供できる体制を構築します。

② 目標値

項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修における市職員の参加数	10 人	県等が実施する各種研修への参加人数
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	12 回	審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と情報を共有し検証を行う回数

2 障害福祉サービス等の利用量の見込とその考え方（活動指標）

各表は事業内容とその事業の1か月当たりの利用の予測される計画量（活動指標）を表示しています。予測される計画量の単位は項目ごとに国が指定した単位で表示しています。人数は、事業ごとに予測される利用者の実人数を表示しています。

（1）訪問系サービス

①サービスの種類

サービス種別	備考
居宅介護	障がい者等に対し、居宅で入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、常時介護を要する方に対し、居宅で入浴、排泄又は食事の介助介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事等の介助）を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護が必要な人に対して、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に提供します。 ※圏域内にサービス提供事業所がありません。

②現状と今後の予測について

障がい（児）者の在宅生活を支えるサービスとして利用量は微増しています。高齢化やコロナ禍後の社会変化による外出増、家庭環境の変化等から、今後も微増していくと予測します。

（1か月当たりの見込量）

サービス 種別	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	1,042	914	920	1,007	1,021	1,036
	人	64	67	69	70	71	72
重度訪問 介護	時間	754	359	0	488	488	488

	人	2	2	0	1	1	1
同行援護	時間	72	74	109	93	93	101
	人	11	11	11	12	12	13
行動援護	時間	444	405	358	434	434	465
	人	13	13	13	14	14	15
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①サービスの種類

サービス種別	備考
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復等を行います。
自立訓練（生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。
宿泊型自立訓練	生活訓練の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用する方を対象に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。※令和7年度より施行予定
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人等を対象に就労の場を提供するとともに、知

	識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている方に対し、企業・自宅等を訪問し、生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などの理由により、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、介護者にとってのレスパイトサービス等を行います。

②現状と今後の予測について

これまでの日中活動系サービス全体の利用は、コロナ禍による外出控え等の影響があり横ばいから微増傾向でしたが、今後の社会変化や障がい者の就労意欲の高まりを踏まえ、就労継続支援B型を始めとする就労系サービスの増加を予測しました。

サービスの利用期間が定められている宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労定着支援、並びに緊急時に利用のある短期入所（福祉型）は、近年の平均値を踏まえ設定しています。

短期入所（医療型）は地域の支援体制の状況を踏まえ、増加を見込んでいます。

※見込量単位の「人日分」は、1人が1日利用した場合に「1人日分」となり、利用人数と利用日数を掛け合わせ、延べ利用量を示します。

（1か月当たりの見込量）

サービス 種別	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	5,292	5,225	5,181	5,247	5,270	5,300
	人	300	295	316	320	320	320
	うち重度障がい者※	77	78	82	84	84	85
自立訓練 （機能訓練）	人日分	0	0	5	10	15	20
	人	0	0	1	2	3	4
自立訓練 （生活訓練）	人日分	106	147	144	144	144	144
	人	5	8	9	10	10	10
	うち精神障がい者	5	8	9	9	9	9
宿泊型 自立訓練	人日分	271	388	397	429	429	429

	人	10	13	13	14	14	14
就労選択支援	人					10	10
就労移行支援	人日分	240	180	140	228	228	228
	人	12	9	8	10	10	10
就労継続支援A型	人日分	1,615	1,569	1,558	1,578	1,598	1,618
	人	77	75	79	80	81	82
就労継続支援B型	人日分	3,795	3,948	4,302	4,419	4,496	4,535
	人	215	221	222	228	232	234
就労定着支援	人	0	0	3	3	3	3
療養介護	人	9	9	10	11	11	12
短期入所（福祉型）	人日分	212	176	213	213	213	213
	人	40	42	43	43	43	43
	うち重度障がい者※	5	6	6	6	6	6
短期入所（医療型）	人日分	5	3	5	10	15	20
	人	1	1	3	3	4	5
	うち重度障がい者※	1	1	3	3	4	5

※重度障害者支援加算対象者

（３）施設系サービス

①サービスの種類

サービス種別	備考
共同生活援助	主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 ※日中サービス支援型共同生活援助 常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助の提供がされるもの。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを始める方に、定期的な訪問、必要な助言、医療機関等との連絡調整を行うことで地域生活を支援します。
--------	--

②現状と今後の予測について

共同生活援助は地域移行を目指す方の自立生活において不可欠なサービスです。施設や病院からの地域移行の場としてグループホームのニーズは高く、今後も増加すると予測します。

施設入所支援の利用者は増加傾向にありますが、障がい者の地域移行や地域生活拠点の充実により、国の指針に合わせ利用者の減を見込んでいます。

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	単位	第6期実績(見込)			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	160	164	166	167	168	169
	うち日中支援型利用者	8	16	17	17	17	18
	うち精神障がい者	48	56	60	61	62	63
	うち重度障がい者※	6	5	5	6	6	6
施設入所支援	人	134	136	138	136	134	132
自立生活援助	人	0	0	0	1	2	3
	うち精神障がい者	0	0	0	1	2	3

※重度障害者支援加算対象者

(4) 相談支援

①サービスの種類

サービス種別	備考
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支

	援など必要な支援計画を作成し、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院からの退所や退院後における、地域生活が不安定な地域移行後の単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

②現状と今後の予測について

障害福祉サービス等受給者（介護保険併用者を除く）の100%が計画相談支援を利用しています。現在、地域移行支援、地域定着支援の利用者数は大きくありませんが、今後、地域移行を目指す方の需要が見込まれるため、増加すると予測します。

（1か月当たりの見込量）

サービス 種別	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談 支援	人	123	121	122	123	123	124
地域移行 支援	人	1	1	1	2	2	3
	うち精神 障がい者	1	1	1	2	2	3
地域定着 支援	人	1	1	1	2	2	3
	うち精神 障がい者	1	1	1	2	2	3

3 地域生活支援事業

飯田市が実施する地域生活支援事業は、主に地域生活をする利用者に対して、障害者総合支援法で定める必須事業に加え、在宅で生活する上で必要不可欠なサービスを取り入れています。また、地域生活支援事業と県の事業が重複することのないように、実施する事業を選択決定しています。各表はサービスの事業内容とその事業の月または年間の利用者数や利用件数の見込量等を表示しています。

①サービスの種類

サービス種別	備考
理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。(以下事業) ア 精神障がい者家族支援事業 精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援する活動への助成を行います。 イ 発達障がい者等支援 発達障がい者等及びその家族等への支援として、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを行います。 ウ ピアサポート活動支援事業 障がい当事者の視点から、地域での自立生活を捉えたピアサポート活動に対する支援活動への助成を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用だと認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用及び費用負担を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与等を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障がい者等が創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。

訪問入浴事業	在宅の重度の障がい児・者で、家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難であり、訪問入浴以外の入浴の方法がない障がい児・者に対して、居宅での入浴サービスを提供します。
日中一時事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）を目的として、障がい者等の日中における活動の場を確保します。
社会参加促進事業	文字による情報入手が困難又は難病や肢体不自由等のため広報の読み取りが困難な障がい者等に、点訳、音声訳その他方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、その他障がい者等が地域生活をする上で必要な情報を提供します。また、このような業務を担う人材の養成研修を行います。

②現状と今後の予測について

（年度当たりの見込量）

サービス種別	第6期実績（見込）			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修 啓発活動	有	有	有	有	有	有
精神障がい者家族 支援事業 件数	1 件	0 件	1 件	2 件	2 件	2 件
発達障がい者等支援 ペアレントトレーニングやペ アレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数（保護 者）及び実施者数（支援者）	14 人	43 人	43 人	45 人	47 人	49 人
ピアサポートの 活動への参加人数	60 人	30 人	30 人	32 人	34 人	36 人
成年後見制度利用 支援事業 利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
意思疎通支援事業 利用件数	120 件	124 件	117 件	120 件	120 件	120 件
日常生活用具給付等 事業 件数						
①介護訓練支援 用具	11 件	7 件	24 件	14 件	14 件	14 件
②自立生活支援 用具	25 件	18 件	18 件	21 件	21 件	21 件

	③在宅療養等支援用具	12 件	16 件	10 件	13 件	13 件	13 件
	④情報・意思疎通支援用具	11 件	22 件	21 件	18 件	18 件	18 件
	⑤排泄管理支援用具	2,619 件	2,642 件	2,650 件	2,640 件	2,640 件	2,640 件
	⑥住宅改修費	25 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
移動支援事業 実利用者数		89 人	83 人	86 人	88 人	90 人	92 人
地域活動支援 センター 実利用者数		108 人	109 人	109 人	110 人	111 人	112 人
訪問入浴事業 実利用者数		14 人	13 人	13 人	13 人	14 人	14 人
日中一時事業 実利用者数		57 人	59 人	53 人	53 人	53 人	53 人
点字・声の広報発行 事業 実利用者数		29 人	29 人	29 人	30 人	30 人	30 人
奉仕員養成研修事業 受講者数		35 人	30 人	35 人	36 人	37 人	38 人

第3期飯田市障害児福祉計画（成果目標と活動指標）

1 成果目標

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 目標の設定
 - ア 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備
児童発達支援センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、認定こども園や保育所、児童クラブ、小中学校及び特別支援学校等に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援等を行い、連携、協力をしながら支援を行う体制を構築します。
 - イ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ウ 児童発達センターの設置
 - エ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - オ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
 - カ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

※上記イ～カは国の基本指針に基づき「第1期障がい児福祉計画」から引き続く目標ですが、提供体制は整備済です。

② 目標値

項目	数値（目標）
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	圏域を単位に体制を確保
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人

2 障がい児を対象としたサービス等の利用量の見込とその考え方（活動指標）

（１）障害児通所支援

①サービスの種類

サービス種別	単位
児童発達支援	障がいのある未就学のこどもが、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など行います。
放課後等 デイサービス	学校在学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に行うことによる自立促進と、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所等に訪問を行い、障がい児や保育所等のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導等を居宅に訪問して支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所サービスを利用する障がい児についてサービス等利用計画を作成します。

②現状と今後の予測について

放課後等デイサービスの利用日数は令和4年度より減少しています。事業所における細やかな支援により、障がい児の個々の状況やサービス利用の意向等を正確に把握し、適切なサービス利用に繋がっています。一方で、療育支援を求める家庭は増加しており、障がい児支援の体制強化を図る中で、サービスの利用者数は増加すると予測します。

※見込量単位の「人日分」は、1人が1日利用した場合に「1人日分」となり、利用人数と利用日数を掛け合わせ、延べ利用量を示します。

（1か月当たりの見込量）

サービス 種別	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達 支援	人日分	308	370	378	391	404	416
	人	22	27	30	31	32	33

放課後等 デイサー ビス	人日分	3,437	3,200	3,030	3,095	3,159	3,224
	人	278	270	282	288	294	300
保育所等 訪問支援	人日分	1	2	5	5	7	7
	人	1	2	3	3	4	4
居宅訪問 型児童発 達支援	人日分	3	6	26	26	35	35
	人	2	3	3	3	4	4
障害児 相談支援	人	61	73	76	78	79	79